

施設工事共通仕様書

令和 7 年 7 月

東日本高速道路株式会社

目次

第1章 総則	1
第1節 目的	1
第2節 用語の定義	1
第3節 日数等の解釈	2
第4節 契約書類の解釈	2
第5節 設計図書の貸与、照査及び使用制限	3
第6節 監督員及び主任補助監督員等	3
第7節 現場代理人等	7
第8節 提出書類	12
第9節 工事用地等の使用	12
第10節 関係官公署及び関係会社への手続き	13
第11節 地元関係者との交渉	13
第12節 着工日	14
第13節 作業日	14
第14節 工事の下請負	14
第15節 関連工事相互の協力	15
第16節 工事関係者に対する措置	15
第17節 技術業務	15
第18節 工程表及び履行報告	17
第19節 施工計画書	18
第20節 機器及び工事用材料	20
第21節 支給材料及び貸与品	22
第22節 工事中の安全の確保	23
第23節 環境対策	25
第24節 文化財の保護	27
第25節 建設副産物	28
第26節 施工管理	29
第27節 検査及び立会い	29
第28節 施工	30
第29節 工事の変更等	31
第30節 諸経費	31
第31節 工事の一時中止	32
第32節 不可抗力による損害	32
第33節 スライド条項の適用基準	33
第34節 単品スライド条項の適用基準	34
第35節 インフレスライド条項の適用基準	34
第36節 臨機の措置	34
第37節 契約変更	35

第38節	工期変更	35
第39節	年度出来高予定額	36
第40節	工事の出来形部分の確認及び検査	36
第41節	しゅん功検査	37
第42節	一部しゅん功検査	39
第43節	請負代金の支払	40
第44節	遅延日数の算定	40
第45節	部分使用	40
第46節	中間技術検査	41
第47節	工事記録等	41
第48節	工事情報共有・保存システムによる施設工事関係書類の作成及び提出方法	42
第49節	電子証明書の取得	43
第50節	コリンズへの登録	43
第51節	保険の付保及び事故の補償	44
第52節	特許権等の使用に係わる費用負担	44
第53節	特許権等の帰属	45
第54節	著作権の譲渡等	45
第55節	契約不適合責任	45
第56節	残存物件の処理	46
第57節	工事看板の設置	46
第58節	紛争中における発注者、受注者の義務	46
第59節	交通安全マネジメント	47
第60節	交通規制	48
第61節	関係法令及び条例の遵守	48
第62節	関係図書の準用	48
第63節	秘密の保持	48
第64節	VE提案に関する事項	50
第65節	ガイドラインの活用	52

第1章 総則

第1節 目的

施設工事共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は東日本高速道路株式会社（以下「当社」という。）が発注する電気工事、通信工事、建築工事、機械工事、その他これらに類する工事（以下「工事」という。）に係る工事請負契約書（以下「契約書」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、工事実施上必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。

第2節 用語の定義

契約書類に使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「契約書類」とは、契約書第1条に規定する契約書及び設計図書をいう。
- (2) 「仕様書」とは、共通仕様書及び特記仕様書（これらにおいて明記されている適用すべき諸基準を含む。）、入札者に対する指示書、質問回答書及びこれらを補足する書類をいう。
- (3) 「特記仕様書」とは共通仕様書を補足し、工事の施工に関する明細または特別な事項を定める書類をいう。また、発注者がその都度提示した変更特記仕様書若しくは追加特記仕様書を含むものとする。
- (4) 「図面」とは、入札に際して発注者が交付した設計図及び発注者から変更または追加された設計図をいう。ただし、詳細設計を含む工事にあっては、契約書類及び監督員の指示に従って作成されたと監督員が認めた詳細設計の成果品の設計図を含むものとする。
- (5) 「施工図等」とは、設計図、施工図、製作図その他これに類する詳細図等をいう。
- (6) 「監督員」とは、契約書第9条第1項の規定に基づき、発注者が定め受注者に通知した者をいう。
- (7) 「副監督員」、「主任補助監督員」及び「補助監督員」とは、本章1.6.2、1.6.3及び1.6.4の規定に基づき、監督員が定め受注者に通知した者をいう。
- (8) 「しゅん功検査」とは、契約書第32条第2項の規定に基づき、工事の完成を確認するために行う検査をいう。
- (9) 「一部しゅん功検査」とは、契約書第39条第1項の規定に基づき、指定部分の完成を確認するために行う検査をいう。
- (10) 「しゅん功検査員」「一部しゅん功検査員」とは、それぞれ契約書第32条第2項の規定に基づき、「しゅん功検査」または「一部しゅん功検査」を行うため発注者が定めた者をいう。
- (11) 「出来形部分」とは、契約書類の規定に従い適正に履行された工事の部分をいう。
- (12) 「出来高」とは、契約書第38条第3項の規定に基づき、確認された工事の出来形部分の請負代金額をいう。
- (13) 「数量の検測」とは、工事の出来形部分の測定及び施工内容の確認をいう。
- (14) 「指示」とは、監督員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
- (15) 「承諾」とは、契約書類に明示した事項について、発注者もしくは監督員または受注者が書面により同意することをいう。
- (16) 「確認」とは、契約書類に明示された項目について、発注者もしくは監督員または受注者が臨場（遠隔を含む）もしくは関係資料により、その内容について契約書類との整合またはお

互いの認識に齟齬がないか確かめることをいう。

- (17) 「協議」とは、書面により契約書類の協議事項について、発注者または監督員と受注者が対等の立場で合意し、結論を得ることをいう。
- (18) 「提出」とは、監督員が受注者に対し、または受注者が監督員に対し工事に係わる書面またはその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
- (19) 「提示」とは、監督員が受注者に対し、または受注者が監督員に対し工事に係わる書面またはその他の資料を示し、説明することをいう。
- (20) 「報告」とは、受注者が監督員に対し、工事の状況または結果について書面により知らせることをいう。
- (21) 「通知」とは、監督員と受注者の間で、監督員が受注者に対し、または受注者が監督員に対し工事に関する事項について、書面により互いに知らせることをいう。
- (22) 「連絡」とは、口頭、電子メールなどにより知らせることをいう。なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。
- (23) 「書面」とは、手書き、印刷物等の伝達物をいい、発行年月日を記載し、記名（署名）したものを作成する。また、本章第48節「工事情報共有・保存システム（Kcube2）」を用いて作成及び提出等を行った施設工事関係書類についても、「書面」と同様の取扱いを行うものとし、記名（署名）は不要とする。ただし、緊急を要する場合は、電子メールにより伝達できるものとするが、速やかに有効な書面を作成するものとする。
- (24) 「変更設計図面」とは、契約変更時の添付図面として、入札に際して発注者が交付した設計図を、監督員が受注者に行った工事の変更指示に基づき修正したものとす。
- (25) 「同等品以上の品質」とは、品質について、特記仕様書で指定する品質、または特記仕様書に指定がない場合には、監督員が承諾する試験機関の品質の確認を得た品質、若しくは、監督員の承諾した品質をいう。
- (26) 「JIS」とは、日本産業規格をいう。
- (27) 「JAS」とは、日本農林規格をいう。
- (28) 「規格証明書」とは、設計図書に定められた規格、基準等に適合することの証明となるもので、当該規格、基準等の制度によって定められた者が発行した資料をいう。
- (29) 「参考図」とは、契約書類に含まれない図書で、発注者及び受注者を拘束するものではない。

第3節 日数等の解釈

契約書類における期間の定めは契約書第1条第9項の規定によるものとするが、工期及び本章1.44に規定する遅延日数の算定以外の日数の算定にあたっては、12月29日から翌年1月3日、5月3日から5月5日及び夏季休暇（3日）の期間の日数は算入しないものとする。

第4節 契約書類の解釈

1.4.1 契約書類の相互補完

契約書類は、相互に補完し合うものとし、そのいずれか一つによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。

1.4.2 共通仕様書、特記仕様書及び図面の優先順位

共通仕様書、特記仕様書または図面との間に相違がある場合には、特記仕様書、図面、共通仕様書の順に優先するものとする。

1.4.3 図面の実測値と表示された数字の優先順位

図面から読み取って得た値と図面に書かれた数字との間に相違がある場合は、受注者はその内容を監督員に提出し、監督員の指示を受けなければならない。

第5節 設計図書の貸与、照査及び使用制限

1.5.1 設計図書の貸与

監督員は、受注者から要求があり、必要と認めるときは、図面の原図若しくは電子データを貸与する。ただし、共通仕様書、各種施工管理要領、工事記録写真等撮影要領(施設編)及び工事記録作成要領等市販・公開されているものにあっては、受注者の負担において備えるものとする。

1.5.2 設計図書の照査

受注者は、施工前及び施工途中において、受注者の負担により契約書第18条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。なお、確認できる資料とは、現場地形図、設計図との対比図、取り合い図、施工図等を含むものとし、受注者は監督員から更に詳細な説明または書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。ただし、設計図書の照査範囲を超える資料の作成については、契約書第19条によるものとし、監督員からの指示によるものとする。

1.5.3 契約書類等の使用制限

受注者は、契約の目的のために必要とする以外は、契約書類を監督員の承諾なくして第三者に使用させ、または伝達してはならない。

第6節 監督員及び主任補助監督員等

1.6.1 監督員の権限

契約書第9条第2項の規定に基づき、監督員に委任した権限は次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 契約書第2条の規定に基づき行う関連工事の調整
- (2) 契約書第15条の規定に基づき行う支給材料及び貸与品の取扱い
- (3) 契約書第16条第4項の規定に基づき受注者に代わって行う物件の処分、工事用地等の修復若しくは跡片付け
- (4) 契約書第16条第5項の規定に基づき行う受注者のとるべき措置の期限、方法等の決定
- (5) 契約書第18条第3項の規定に基づき行う調査結果の通知
- (6) 契約書第18条第4項の規定に基づき行う設計図書の訂正または変更
- (7) 契約書第19条の規定に基づき行う設計図書の変更
- (8) 契約書第20条の規定に基づき行う工事の全部または一部の施工の一時中止の指示
- (9) 契約書第23条の規定に基づき行う工期の短縮変更の請求
- (10) 契約書第24条の規定に基づき行う工期の変更日数に関する協議、決定

- (11) 契約書第 25 条第 3 項の規定に基づき行う増加費用または負担額に関する協議、決定のうち次に掲げる事項
- 1) 契約書第 8 条の規定に基づき行う費用の負担
 - 2) 契約書第 15 条第 7 項の規定に基づき行う費用の負担
 - 3) 契約書第 17 条第 1 項の規定に基づき行う費用の負担
 - 4) 契約書第 18 条第 5 項の規定に基づき行う費用の負担
 - 5) 契約書第 19 条の規定に基づき行う費用の負担
 - 6) 契約書第 20 条第 3 項の規定に基づき行う費用の負担
 - 7) 契約書第 23 条第 2 項の規定に基づき行う費用の負担
 - 8) 契約書第 27 条第 4 項の規定に基づき行う費用の負担
 - 9) 契約書第 28 条の規定に基づき行う費用の負担
 - 10) 契約書第 29 条の規定に基づき行う費用の負担
 - 11) 契約書第 30 条第 4 項の規定に基づき行う費用の負担
 - 12) 契約書第 34 条第 3 項の規定に基づき行う費用の負担
- (12) 契約書第 26 条第 3 項の規定に基づき行う変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額に関する協議、決定
- (13) 契約書第 31 条の規定に基づき行う設計図書の変更内容に関する協議、決定
- (14) 契約書第 34 条第 1 項の規定に基づき行う部分使用に関する協議、決定
- (15) 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」第 12 条第 1 項の規定に基づく説明先及び同法第 18 条の規定に基づく報告先

1.6.2 副監督員

監督員は、必要と認めた場合には自己を補佐するとともに技術に関する点検及び指導を行うための副監督員を置くことができる。この場合において、監督員は、副監督員の氏名を受注者に通知するものとする。

1.6.3 主任補助監督員

監督員は、自己の業務を補助させるため主任補助監督員を定め、監督員の権限とされる事項のうち監督員が必要と認めた権限を委任することができるものとする。この場合において、監督員は主任補助監督員の氏名を受注者に通知するものとし、委任した権限の内容は次のとおりとする。

- (1) 契約書に規定する監督員の権限のうち、下表の事項

条	項目	内容
第 9 条 第 2 項	監督員	<p>二 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付または受注者が作成した詳細図書等の承諾</p> <p>三 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査または工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）</p>
第 13 条	工事材料の品質及び検査等	<p>2 工事材料の検査</p> <p>4 工事材料の工事現場外への搬出の承諾</p>

第14条	監督員の立会い及び工事記録の整備等	1.2 設計図書に立会いを指定された調合、見本検査、施工への立会い 3 設計図書に整備を指定された記録の提出先 5 檢査に応じない場合の施工通知先、工事写真等の請求
第15条	支給材料及び貸与品	2 支給材料及び貸与品の引渡し検査ならびに適正でない場合の受注者からの通知先 4 引渡し後適正でない場合の受注者からの通知先 5 支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質、規格、性能の変更または使用の請求 6 支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質、規格、性能、引渡し場所の変更

(2) 本仕様書に規定する監督員の権限のうち、下表の事項

章	項目	内 容
1.7.2	現場代理人の常駐	・現場代理人等が工事現場を離れる場合の確認
1.10	関係官公署及び関係会社への手続き	・協議に係る指示 ・協議状況の報告先及び指示
1.11.4	交渉文書等の整備	・地元関係者との交渉状況の報告先及び指示
1.13	作業日	・休日等の作業の確認
1.17.1	工事内容の変更等の補助業務	・補助業務に関する指示
1.17.2	特殊な調査及び試験への協力等	・特殊な調査及び試験に関する指示
1.18.3	週間工程表	・週間工程表の提出先
1.19.1	施工計画書の提出	・施工計画書の提出先及び修正の請求
1.19.2	施工計画書の承諾	・施工計画書の承諾
1.19.3	変更施工計画書	・変更施工計画書の提出先
1.20.3	工事用材料の確認等	・工事用材料の確認 ・J I S 等で規定された工事用材料の提出
1.20.6	工事用材料及び製品の規格	・試験機関の確認
1.20.7	色等の指示	・色及び字体等の指示
1.20.8	材料の搬入及び検査	・工事材料検査願の提出先及び検査（軽微な材料についての指示）
1.20.9	機器仕様の承諾	・機器製作仕様書の承諾
1.20.11	自主検査	・検査成績書の提出先及び定めのない場合の試験方法の指示
1.20.12	工場立会い検査	・工場立会検査を必要と認める機材の定めのない場合の試験方法の指示
1.22.1	安全対策	・安全教育の報告先
1.27.1	検査及び立会い願	・工事施工立会い（検査）願の提出先
1.27.2	監督員の検査権等	・工事施工状況確認のため立ち入り、立会いまた

1. 27. 4	検査及び立会いの省略	は検査 ・製作工場に滞在しての検査、立会い ・設計図書に定められた検査、立会いの省略、資料の要求
1. 27. 5	検査及び立会いの時間	・当社勤務時間外の検査、立会いの確認
1. 28. 1	施工	・施工図の提出先及び承諾
1. 28. 2	施工図等	・施工図、変更施工図の提出先及び承諾
1. 28. 3	施工の立会い	・特に立会いを行う場合の指示
1. 28. 4	施工の検査	・検査を行う場合の工程の指示
1. 28. 5	施工検査に伴う試験	・試験成績表の提出先
1. 47. 1	工事記録写真	・工事記録写真に関する指示及び提出先
1. 47. 2	工事完成写真	・工事完成写真に関する指示及び提出先
1. 47. 3	その他	・電子媒体を用いる場合の指示
1. 47. 5	工事完成図書	・工事完成図書類の提出
1. 50	コリンズへの登録	・登録内容の確認、受領書の提出先

1. 6. 4 補助監督員

監督員は、自己または主任補助監督員の業務を補助させるため補助監督員を定め、自己または主任補助監督員の権限とされる事項のうち監督員が必要と認めた権限を委任することができるものとする。この場合において、監督員は補助監督員の氏名並びに発注者が監督業務の一部を第三者に委託した場合は、その者の所属会社名及び氏名を受注者に通知するものとし、委任した権限の内容は次のとおりとする。

(1) 契約書に規定する監督員の権限のうち、下表の事項

条	項目	内 容
第9条 第2項	監督員	三 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査または工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）
第13条	工事材料の品質及び検査等	2 工事材料の検査
第14条	監督員の立会い及び工事記録の整備等	1. 2 設計図書に立会いを指定された調合、見本検査、施工への立会い

(2) 本仕様書に規定する監督員の権限のうち、下表の事項

章	項目	内 容
1. 20. 8	材料の搬入及び検査	・工事状況確認のための立入り、立会い、検査
1. 27. 2	監督員の検査権等	・工事施工状況確認のための立ち入り、立会い及び製作工場に滞在しての検査、立会い
1. 28. 3	施工の立会い施工の検査	・施工の立会い
1. 28. 4		・施工の検査

第7節 現場代理人等

1.7.1 現場代理人等の所属

契約書第10条第1項の規定に基づき設置する現場代理人、主任技術者、監理技術者、専門技術者は、受注者に所属する者を原則として契約期間中設置するものとする。また、主任技術者及び監理技術者は受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者または次に掲げるいずれかの規定に該当する者とする。恒常的な雇用関係とは、3ヶ月以上の雇用関係をいい、受注者は、監督員から監督員の指示した雇用関係を示す書面の提出を求められた場合は、その求めに応じなければならない。

- (1) 「建設業者の営業譲渡または会社分割に係る主任技術者または監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の事務取扱いについて」(平成13年5月30日付、国総建第155号)
- (2) 「持株会社の子会社が置く主任技術者または監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の取扱いについて」(改正)(平成28年12月19日付、国土建第349号)
- (3) 「企業集団内の出向社員に係る監理技術者等の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について」(令和6年3月26日付、国不建技第291号)
- (4) 「官公需適格組合における組合員からの在籍出向者たる監理技術者又は主任技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について」(令和5年3月13日付、国不建第601号)
- (5) 上記(1)、(2)、(3)、(4)の規定で定める恒常的な雇用期間とは、出向元企業と出向社員の雇用関係が3ヶ月以上ある場合をいう。ただし、雇用期間が限定されている継続雇用制度(再雇用制度、勤務延長制度)の適用を受けているものについては、その雇用期間にかかわらず、恒常的な雇用関係にあるものとみなす。

1.7.2 現場代理人等の常駐

- (1) 現場代理人は、契約書第10条第2項の規定に基づき工事現場に常駐しなければならない。ただし、契約書第10条第3項の規定により、次の各号に掲げる期間にあって、かつ、監督員との連絡体制に支障をきたさない場合において、監督員の確認を得た場合はこの限りではない。ただし、監督員の確認を得た場合においても、受注者は契約上のいかなる責任または義務を免れるものではない。

- 1) 工期開始の日から本章1.12に示す着工日までの期間。
- 2) 構造物、機器の詳細設計が含まれている工事で、構造物、機器の詳細設計期間であって、かつ工事現場が不稼動であること。
- 3) 構造物、機器の工場製作が含まれている工事で、構造物、機器の工場製作期間であって、かつ工事現場が不稼動であること。
- 4) 契約書第20条第1項及び第2項の規定に基づき、工事を全面的に一時中止している期間。
- 5) 冬季休止期間等、設計図書に定める期間であって、かつ工事現場が不稼動であること。

なお、前記1)、2)、3)の期間については、設計図書に定めがない場合は、監督員と受注者で協議の上、工事打合簿(様式第2号)により定めるものとする。

また、現場代理人は、当該工事に関する打合せや書類作成の業務に加え、技術研鑽のための研修、講習、試験等への参加、休暇の取得、働き方改革の観点を踏まえた勤務体系その他の合理的な理由により短期間工事現場を離れる場合については、現場代理人が現地での

対応が必要な場合を除き、次のいずれかの適正な施工ができる体制を確保するとともに、その体制について監督員の確認を得なければならない。

- ①契約書第10条第2項に基づく現場代理人の権限を行使する代理の技術者を配置できる体制
- ②工事現場の運営及び取締り等に支障のない範囲内において、連絡を取りうる体制
- ③工事現場の運営及び取締り等に支障のない範囲内において、必要に応じて現場に戻りうる体制
- ④リアルタイムの映像・音声による通信手段の確保及びその通信手段を活用した必要な資格を有する契約書第10条第2項に基づく現場代理人の権限を行使する代理の技術者により対応しうる体制

(2) 契約書第10条第1項の規定に基づき設置する主任技術者または監理技術者が専任を要する工事の場合において、次の各号に掲げる期間については専任を要しないものとする。

- 1) 工期開始の日から現場施工に着手するまでの期間（現場事務所等の設置、資器材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）。なお、現場施工に着手する日については、工期開始後、監督員との打合せにおいて定めるものとし、本章1.50「コリンズへの登録」における技術者の従事期間についても同様とする。
- 2) 構造物、機器の詳細設計が含まれている工事で、構造物、機器の詳細設計期間であって、かつ工事現場が不稼動であること。
- 3) 構造物、機器の工場製作が含まれている工事で、構造物、機器の工場製作期間であって、かつ工事現場が不稼動であること。
- 4) しゅん功届を提出後、本章1.41.4に示すしゅん功検査が終了し、事務手続等のみが残っている期間。
- 5) 契約書第20条第1項及び第2項の規定に基づき、工事を全面的に一時中止している期間。
- 6) 冬季休止期間等、設計図書に定める期間であって、かつ工事現場が不稼動であること。

なお、専任とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、勤務中は常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事することを意味するものであり、必ずしも当該工事現場への常駐を必要とするものではない。そのため、当該工事に関する打合せや書類作成の業務に加え、技術研鑽のための研修、講習、試験等への参加、休暇の取得、働き方改革の観点を踏まえた勤務体系その他の合理的な理由で主任技術者または監理技術者が短期間工事現場を離れる場合については、主任技術者または監理技術者が現地での対応が必要な場合を除き、次のいずれかの適切な施工ができる体制を確保するとともに、その体制について監督員の確認を得なければならない。

- ①必要な資格（監理技術者資格証及び管理技術者講習修了証を有する代理の技術者を配置できる体制
- ②工事の品質確保等に支障のない範囲内において、連絡を取りうる体制
- ③工事の品質確保等に支障のない範囲内において、必要に応じて現場に戻りうる体制
- ④リアルタイムの映像・音声に通信手段の確保及びその通信手段を活用した必要な資格を有する代理の技術者により対応しうる体制

(3)主任技術者又は管理技術者の職務

主任技術者または監理技術者等の職務は、建設工事の適正な施工を確保する観点から、当該工事現場における建設工事の施工上の管理をつかさどることである。施工上の管理とは、建設工事の施工に当たり、施工内容、工程、技術的事項、契約書及び設計図書の内容を把握したうえで、その施工計画を作成し、工事全体の工程の把握、工程変更への適切な対応等具体的な工程管理、品質確保の体制整備、検査及び試験の実施等及び工事目的物、工事仮設物、工事用資材等の品質管理を行うとともに、当該建設工事の施工に従事する者の技術上の指導監督を行うことである。このことから、工事現場への専任を要しない期間においても、適切な職務の履行に努めなければならない。

1.7.3 現場代理人等の配置

- (1) 入札前に競争参加資格確認資料または技術資料（以下「確認資料等」という。）を提出した工事における現場代理人、主任技術者及び監理技術者の配置については次のとおりとする。
- 1) 現場代理人、主任技術者及び監理技術者のうち必ず1名以上は、確認資料等の「配置予定の現場代理人または主任（監理）技術者の工事経験」を求める様式に記載した者の中から選定し、選定した者を原則として契約期間中配置しなければならない。
 - 2) 主任技術者及び監理技術者は、確認資料等の「配置予定の主任（監理）技術者の資格」を求める様式に記載した者の中から選定し、選定した者を原則として契約期間中配置しなければならない。なお、監理技術者は監理技術者資格者証及び監理技術者修了証を有する者でなければならない。
 - 3) 共同企業体（経常建設共同企業体を含む）を構成する場合は、構成員毎に主任技術者または監理技術者を必ず1名以上選定しなければならない。なお、工事を施工するために締結した下請契約の請負代金額（当該下請契約が二以上あるときは、それらの請負代金の総額とする。）が5,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）以上になるときは、構成員のうち1社は監理技術者を配置しなければならない。
 - 4) 構造物、機器の詳細設計又は構造物、機器の製作を含む工事において、詳細設計中又は工場製作中に設置した現場代理人等を詳細設計完了後又は工場製作の一部または全部完了後に変更する場合は、上記1)及び2)の手続きにより選定した者を設置しなければならない。
 - 5) 上記1)及び2)の手続きにより選定した者を途中交代する場合及び構造物、機器の詳細設計又は構造物、機器の製作を含む工事で詳細設計中または工場製作中に配置した者を、詳細設計または工場製作の一部または全部完了後に変更する場合以外で現場代理人等を継続して配置することが困難となった場合は、その理由及び別に配置する技術者の氏名、実績、資格を監督員に提出し、監督員の確認を得なければならない。なお、途中交代できる場合は、次に掲げる場合とし、②または③の交代の時期は、工事の継続性、品質確保等に支障が生じないようにしなければならない。
 - ①病気、被災、死亡、退職、出産、育児、介護等やむを得ない場合
 - ②受注者の責によらない理由により工事中止または工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合
 - ③契約工期が1年を超える工事で1年を超えて従事した場合また、監督員の確認を得て、別に配置する技術者は、原則として下記の要件を満足する者でなければならない。

- 1) の場合は配置予定の現場代理人または主任（監理）技術者に求めた工事経験と同等以上の工事経験を有する者。ただし、入札手続きに総合評価落札方式（技術者を評価対象としている場合）が適用された工事にあっては、確認資料等に記載した各配置予定技術者について、評価結果と同等以上の実績等を有する者。
 - 2) の場合は配置予定の主任（監理）技術者の資格で求めた資格を有する者。ただし、監理技術者は監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者でなければならない。
- (2) 確認資料等を提出しない工事における現場代理人、主任技術者及び監理技術者の配置については次のとおりとする。
- 1) 主任技術者及び監理技術者は、特記仕様書で規定する内容に該当する者を原則として契約期間中配置しなければならない。

なお、監理技術者は監理技術者資格者証及び監理技術者講習終了証を有する者でなければならない。
 - 2) 経常建設共同企業体を構成する場合は、構成員毎に特記仕様書で規定する内容に該当する者を必ず1名以上選定しなければならない。ただし、建設業法第26条第3項のただし書きの規定の適用を受ける監理技術者を配置する場合はこの限りではない。

なお、工事を施工するために締結した下請契約の請負代金額（当該下請契約が二以上あるときは、それらの請負代金の総額とする。）が5,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）以上になるときは、構成員のうち1社は監理技術者を配置しなければならない。
 - 3) 現場代理人等を途中交代する場合は、その理由及び別に配置する技術者の氏名、資格を監督員に提出し、監督員の確認を得なければならない。なお、途中交代できる場合は、次に掲げる場合とし、②または③の交代の時期は、工事の継続性、品質確保等に支障が生じないようしなければならない。
 - ①病気、被災、死亡、退職、出産、育児、介護等やむを得ない場合
 - ②受注者の責によらない理由により工事中止または工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合
 - ③契約工期が1年を超える工事で1年を超えて従事した場合

また、監督員の確認を得て別に配置する技術者は、特記仕様書で規定する内容に該当する者でなければならない。この場合、監理技術者は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者でなければならない。

なお、構造物、機器の詳細設計又は構造物、機器の製作を含む工事において、詳細設計中又は工場製作中に設置した現場代理人等を詳細設計または工場製作の一部または全部完了後に変更する場合は、上記①から③によらず変更できるものとする。
- (3) 建設業法第26条第3項第一号の規定の適用を受ける主任技術者または監理技術者（以下「特例監理技術者①」という。）の配置を行う場合は、同法第26条第3項第一号のイからハ及び同法第26条第4項に基づくすべての要件を満たさなければならない。
- (4) 建設業法第26条第3項第二号の規定の適用を受ける監理技術者（以下「特例監理技術者②」という。）の配置を行う場合は、次のすべての要件を満たさなければならない。
- 1) 契約書第10条第1項の規定に基づき監理技術者補佐を選任で配置すること。
 - 2) 監理技術者補佐は、1級施工管理技士補または1級施工管理技士等の国家資格者、学歴

や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。

- 3) 監理技術者補佐は、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- 4) 同一の特例監理技術者が配置できる工事の数は、当該工事を含め同時に2件（当社以外の他の機関が発注した工事を含む）までであること。
- 5) 特例監理技術者が兼務できる工事は、特記仕様書に示す工事範囲内でなければならぬい。
- 6) 特例監理技術者は、本工事の施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行できること。
- 7) 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
- 8) 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。

なお、特例監理技術者と監理技術者補佐の配置を行う場合は、現場代理人等届及び次の内容が確認できる書類を提出するとともに、施工計画書等において、特例監理技術者と監理技術者補佐の連絡体制について明示すること。

- ①特例監理技術者が当該工事以外に兼務する工事名及び工事内容
- ②監理技術者補佐の氏名、前記2)に規定する資格、3)に規定する入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証する書類、8)に規定する監理技術者補佐が担う業務等

- (5) 建設業法第26条の5の規定の適用を受ける主任技術者または監理技術者（以下「営業所監理技術者」という。）の配置を行う場合は、同法第26条の5に基づくすべての要件を満たさなければならない。

1.7.4 現場代理人の権限

契約書第10条第2項に規定する「設計図書に示したもの」とは、次の各号に掲げるものをいい、現場代理人は、これらの権限を行使することができないものとする。

- (1) 契約変更に係るもの
本章1.37.1に規定するもの
- (2) 請負代金の請求及び受領に係るもの
 - 1) 契約書第33条第1項及び第39条の規定による請負代金の請求
 - 2) 契約書第35条第1項及び第41条の規定による前払金の請求
 - 3) 契約書第38条第1項、第5項及び第42条の規定による部分払の請求
 - 4) 契約書第38条第2項、第3項及び本章1.39.1に規定する出来形部分の確認請求及び結果の受理
 - 5) 契約書第40条第2項の規定による各年度の出来高計画書の提出
 - 6) 契約書第55条第2項の規定による遅延利息の請求
 - 7) 契約書第43条第1項の規定による第三者による代理受理の承諾願の提出
 - 8) 本章1.43の規定による金融機関の口座の指定
 - 9) 本章1.40.2の規定による工事出来形部分検査額の提出期限の変更協議
- (3) 契約の解除に係るもの

契約書第 53 条に規定するもの

(4) 工事関係者に関する措置請求に係るもの

契約書第 12 条に規定するもの

(5) 工事の完成に係るもの

1) 契約書第 32 条第 1 項、本章 1.41.1 及び第 39 条の規定による通知

2) 契約書第 32 条第 2 項及び第 39 条の規定による検査結果の受理

3) 契約書第 32 条第 4 項及び第 39 条の規定による工事目的物の引渡しの申し出

(6) 権利義務の譲渡等に係るもの

契約書第 5 条の規定による承諾願の提出

(7) 紛争の解決に係るもの

契約書第 59 条及び第 60 条に規定するもの

第 8 節 提出書類

1.8.1 監督員を経由しない提出書類

契約書第 9 条第 5 項に規定する「設計図書に定めるもの」とは、次の書類をいう。

(1) 契約書第 3 条の規定による請負代金内訳書、工事費構成内訳書及び工程表

(2) 契約書第 4 条の規定による保証証券の寄託

(3) 契約書第 5 条第 3 項及び第 4 項の規定による債権譲渡承諾依頼書

(4) 契約書第 12 条第 4 項の規定による監督員に関する措置請求

(5) 契約書第 32 条第 1 項の規定による工事の完成による受渡書

(6) 契約書第 33 条第 1 項及び第 39 条の規定による請負代金の支払に係る請求書

(7) 契約書第 35 条第 1 項及び第 41 条の規定による保証証書の寄託及び前払金の支払に係る請求書

(8) 契約書第 36 条の規定による変更後の保証証書の寄託

(9) 契約書第 38 条第 1 項、第 5 項及び第 42 条の規定による部分払の請求書

(10) 契約書第 40 条の規定による年度出来高計画書及び年度出来高修正計画書

(11) 契約書第 43 条第 1 項の規定による第三者による代理受理の承諾願

(12) 契約書第 55 条第 2 項の規定による遅延利息の請求書

(13) 入札者に対する指示書の建設業退職金共済制度に係る書類

(14) その他入札公告等において指定した書類

1.8.2 提出書類の様式

受注者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者において様式を定め、提出するものとする。ただし、発注者または監督員がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。

第 9 節 工事用地等の使用

1.9.1 工事用地等の使用

受注者は契約書第 16 条第 1 項に規定する「工事用地等」を無償で使用することができるものとする。ただし、工事用地等は、専ら工事の施工目的に使用するものとする。

1.9.2 受注者が確保すべき工事用地等

工事の施工上当然必要とされる用地及び特記仕様書において受注者が確保すると規定した場合の用地については、受注者の責任で確保し、これを安全に保全管理するものとする。この場合において、工事の施工上当然必要とされる用地とは、営繕用地（受注者の現場事務所、宿舎、駐車場等）等専ら受注者が使用する用地並びに構造物掘削等に伴う借地等をいう。ただし、特記仕様書に使用が可能とされた敷地が定められている場合は、許可を得て特記仕様書記載の目的に使用することが出来るものとする。

1.9.3 苦情または紛争の防止等

受注者は、前項の土地の使用にあたっては、事故・損傷を防止しなければならない。また、苦情または紛争が生じないように努めなければならない。

1.9.4 施設管理

受注者は、工事現場における支障となる物件（各種公益企業施設を含む。）または部分使用施設（契約書第34条の適用部分）について、施工管理上、契約書類における規定の履行をもってしても不都合が生じる恐れがある場合は、その処置について監督員と協議するものとする。

第10節 関係官公署及び関係会社への手続き

- (1)受注者は、道路、鉄道、河川、水路、電力施設、通信施設、ガス施設及び水道施設等に関連する箇所の施工及び使用にあたっては、受注者の行うべき関係官公庁及びその他の関係機関への届出等を、法令、条例または設計図書の定めにより実施しなければならない。ただし、これにより難い場合は、監督員の指示を受けなければならない。
- (2)受注者は、(1)の打合せ、協議等の内容は、後日紛争とならないよう文書で確認する等明確にしておくとともに、状況を隨時監督員に報告し、指示があればそれに従うものとする。
- (3)受注者は、工事に関連する箇所の施工及び使用にあたり許可承諾条件がある場合、これを遵守しなければならない。なお、受注者は、許可承諾内容が設計図書に定める事項と異なる場合は、速やかに監督員に報告し、その指示を受けなければならない。

第11節 地元関係者との交渉

1.11.1 地元関係者との交渉

受注者は、地方公共団体、地域住民等と工事の施工上必要な交渉を、自らの責任において行わなければならない。受注者は、交渉に先立ち、監督員に連絡の上、これらにあたっては誠意をもって対応しなければならない。

1.11.2 地元関係者との紛争の防止

受注者は、工事の施工にあたり、地域住民との間に紛争が生じないように努めなければならない。

1.11.3 地元関係者との紛争の解決

受注者は、地元関係者等から工事の施工に関して苦情があり、監督員からその対応について指示

された場合は、誠意をもってその解決にあたらなければならない。

1.11.4 交渉文書等の整備

受注者は、前項までの交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書を取り交わす等明確にしておくとともに、状況を隨時監督員に報告し、指示があればそれに従うものとする。

第12節 着工日

受注者は、設計図書に定めのある場合を除き工期開始の日から30日以内に着工しなければならない。この場合において、着工とは、受注者が工事の施工のため現地に現場事務所等の設置、資器材の搬入、仮設工事または測量等を開始することをいい、詳細設計を含む工事にあっては、その設計を開始することをいう。

第13節 作業日

受注者は、設計図書に定めがある場合を除き、夜間、土曜、日曜、祝日（振替休日を含む）、12月29日から翌年1月3日及び夏季休暇（3日）の期間に作業を行ってはならない。やむを得ず作業を行う必要がある場合は、受注者は、事前に本章1.18.3に規定する週間工程表に休日作業となる日を記載し、監督員に確認を得なければならない。

第14節 工事の下請負

受注者は、下請契約を締結するときは、下請に使用される技術者、技能労働者等の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労働の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請契約を締結しなければならない。

1.14.1 下請負の要件

受注者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件を全て満たさなければならない。

- (1)受注者が工事施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。
- (2)下請負人が当社における競争参加資格登録取消または、当該工事の地域において、当社からの競争参加資格停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (3)下請負人は当該下請負工事の施工能力を有すること。
- (4)受注者は、下請負人に対して契約書第27条の3第1項及び第3項に記載の事項を遵守すること。

1.14.2 施工体制台帳

(1)施工体制台帳

受注者は、工事を施工するために下請契約を締結した場合、国土交通省令及び「施工体制台帳に係る書類の提出について」（令和3年3月5日付け国官技第319号、国営建技第16号、令和3年3月22日付け国港技第90号）に従い施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督員に提出しなければならない。なお、施工体制台帳を変更したときも同様とする。

(2)施工体系図等の提出

受注者は、前項に示す施工体制台帳を作成した場合は、国土交通省令及び「施工体制台帳に係る書類の提出について」（令和3年3月5日付け国官技第319号、国営建技第16号、令和3年3月22日付け国港技第90号）に従い、各下請負人の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。受注者は、作成した施工体系図の写しを監督員に提出しなければならない。なお、施工体系図を変更したときも同様とする。

(3)名札等の着用

受注者は、施工体系図に記載した受注者の監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者及び専門技術者並びに下請負人の主任技術者に、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札等を着用させなければならない。（監理技術者補佐は、建設業法第26条第3項ただし書きに規定する者をいう。）

1.14.3 建設キャリアアップシステム

受注者は、技能者の技能・経験に応じた能力評価、処遇改善を図るため、建設キャリアアップシステム（以下「CCUS」という。）に当該工事情報を登録し、CCUSを活用するものとする。また、1.14.2(1)及び(2)に規定する施工体制台帳及び施工体系図等の提出については、CCUSにより出力した帳票を活用できるものとする。なお、CCUSの登録及び利用に要する費用は、諸経費に含まれるものとする。

第15節 関連工事相互の協力

受注者は、隣接工事または関連工事の請負業者と十分に調整の上、相互に協力し、施工しなければならない。また、関連のある電力、通信、水道施設等の工事及び地方公共団体等が施工する関連工事が同時に施工される場合にも、これら関係者と相互に協力しなければならない。

第16節 工事関係者に対する措置

1.16.1 現場代理人に対する措置

発注者は、現場代理人が工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に関して、著しく不適当と認められるものがある場合は、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

1.16.2 上記以外の技術者に関する措置要求

発注者または監督員は、主任技術者（監理技術者）、専門技術者（これらの者と現場代理人を兼務する者を除く）が工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に関して、著しく不適当と認められるものがある場合は、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

第17節 技術業務

1.17.1 工事内容の変更等の補助業務

受注者は、契約書第18条及び第19条の規定に基づき発注者が行う業務の補助として必要な次の各号に掲げる作業を、監督員の指示に従い実施しなければならない。

(1) 工事内容の変更等に必要とする概略図面作成及び概算数量の算出※

(2) 施工方法の検討

(3) 変更設計図面の作成※

なお、発注者は上記の補助業務の実施に関し、ボーリングを必要とする地質調査、応力計算または比較検討等を必要とする高度な設計、電波障害調査等の特別な費用を要するものについては、その費用を負担するものとする。

※図面の作成については、監督員から図面のCADデータを貸与され、CADによる図面を作成する場合は、CADによる図面作成要領（案）施設編の各規程に基づき作成することを標準とする。なお、CADによる図面作成要領（案）施設編は、（株）高速道路総合技術研究所ホームページ（<http://www.ri-nexco.co.jp>）により無償ダウンロードが可能である。

なお、CADデータが貸与されない場合は、完成形状の表現に代えて変更箇所は赤色で、廃止箇所は黄色で表示してもよい。

1.17.2 特殊な調査及び試験への協力等

受注者は、発注者が自らまたは発注者が指定する第三者が行う特殊な調査及び試験に対して、監督員の指示によりこれに協力しなければならない。この場合、発注者は具体的な内容等を事前に受注者に通知するものとする。なお、下記における費用は受注者の負担とする。

(1) 公共事業労務費調査

受注者は、当該工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合には、次に掲げる協力をするものとする。また、工期経過後においても同様とする。

- ① 調査票等に必要事項を正確に記入し、発注者に提出する等必要な協力をするものとする。
- ② 調査票等を提出した事業所を発注者が、事後に訪問して調査・指導の対象となった場合には、その実施に協力するものとする。
- ③ 確かな調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従い就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行うものとする。
- ④ 対象工事の一部について下請負契約を締結する場合には、当該下請負工事の受注者（当該下請負工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が上記と同様の義務を負う旨を定めるものとする。

(2) 諸経費動向調査

受注者は、当該工事が発注者の実施する諸経費動向調査の対象工事となった場合には、調査等の必要な協力をするものとする。また、工期経過後においても同様とする。

(3) 施工実態調査

受注者は、当該工事が発注者の実施する施工実態調査の対象工事となった場合には、調査等の必要な協力をするものとする。また、工期経過後においても同様とする。

(4) 受注者の独自の調査・試験等

受注者は、工事現場において独自の調査・試験等を行う場合、具体的な内容を事前に監督員に提出し、監督員の確認を得るとともに、その成果を発表する場合においても、事前に発注者にその内容を提出し、確認を得るものとする。

1.17.3 低入札価格調査の対象工事

(1)受注者は、当該工事が専任の監理技術者の配置が義務付けされている工事において、低入札価格調査の対象となった場合で、かつ当該工事の入札公告に示す「入札書提出期限の日（電子入札）」または「入札書提出日（郵送による入札）」から過去2年間において、当社から次に掲げるうち一以上の措置を講じられた場合は、現場代理人及び監理技術者とは別に、監理技術者相当の資格を有する技術者を1名増員し、当該工事の工事期間中現場に専任で配置しなければならない。

- ① 工事成績評定として65点未満の評価を受けた者
- ② 粗雑工事、契約違反、公衆損害事項または工事関係者事故を原因として1ヶ月以上の競争参加資格停止措置を受けた者
- ③施工中または施工後に、契約書第45条の規定に基づく目的物の修補または代替物の引渡しによる履行の追完の請求を受けた者
- ④ 契約書第54条の規定に基づく履行遅滞損害の請求を受けた者

(2)病気・死亡退職等極めて特殊な事情により、上記(1)で配置する者が継続配置することが困難となった場合は、その理由及び別に配置する管理技術者相当の資格を有する技術者の氏名、資格を監督員に提出し、監督員の確認を得なければならない。

1.17.4 創意工夫の提出

受注者は、工事施工において、自ら立案実施した创意工夫や地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、创意工夫・社会性等に関する実施状況（様式第21・22号）により、工事完了までに監督員に提出するものとする。

第18節 工程表及び履行報告

1.18.1 工程表の提出

契約書第3条第1項に規定する「設計図書に基づく工程表」は、様式第19号に定めるものとする。

1.18.2 履行報告

受注者は、契約書第11条の規定に基づき、様式第20号に定める様式により月ごとの工事結果及び翌月以降の予定を示す工程表を、毎月末日までに監督員に提出しなければならない。

1.18.3 週間工程表

受注者は、当週の工事実績及び予定、翌週の工事予定を示す週間工程表を監督員に提出するとともに確認を得なければならない。なお、次の各号に掲げる事項も記載するものとする。

- (1) 本章1.7.2に規定する現場代理人等の不在
- (2) 本章第13節に規定する休日作業
- (3) 本章1.27.1に規定する工事施工立会い（検査）願の立会予約

1.18.4 工事の進捗

(1)監督員は、受注者の責により工事等の進捗が遅れ、完成期限に間に合わないと判断する場合に

は、その旨受注者に通知するものとする。

(2)受注者は、前項の通知を受けたときは、完成期限を厳守するために必要な対策を監督員に提出し、監督員の確認を得た上で、自らの負担でこれを実施しなければならない。

第19節 施工計画書

1.19.1 施工計画書の提出

受注者は、工事着手前に次の各号に掲げる事項を記載した施工計画書を監督員に提出しなければならない。また、検査・立会項目、頻度等、仕様書に定めのない場合は、監督員と協議し、施工計画書に反映するものとする。ただし、工種毎の細部計画等、工事着手前に提出することが困難なものについては、当該工種に着手する前に別途提出することができるものとする。なお、監督員は、提出された施工計画書に著しい不備または明らかなかしがある場合は、受注者に対し修正を求めることができるものとする。

- (1) 工事概要
- (2) 計画工程表
- (3) 現場組織表
- (4) 安全管理
- (5) 指定機械
- (6) 主要資材
- (7) 施工方法（主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む）
- (8) 施工管理計画
- (9) 緊急時の体制及び対応
- (10) 交通管理
- (11) 環境対策
- (12) 現場作業環境の整備
- (13) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理
- (14) 運用中設備の機能停止を伴う作業に関する事項
- (15) 運用中設備への誤情報表示等の防止に関する事項
- (16) 仕様書に定められた事項
- (17) 情報管理基準
- (18) その他必要事項

1.19.2 施工計画書の承諾

受注者は、仕様書で施工計画の承諾を得るものとされた事項については、当該事項に着手する1箇月前までに監督員に別途提出し、その承諾を得なければならない。

1.19.3 変更施工計画書

受注者は、施工計画書の重要な内容を変更する場合は、その都度速やかに、監督員に変更施工計画書を提出し、必要な事項については承諾を得なければならない。

1.19.4 施工計画書への提案事項の反映

受注者は、入札手続に総合評価落札方式が適用された工事にあっては、入札前に提出した確認資料等で提案した施工計画等の内容を全て、記載しなければならない。ただし、発注者が採用を認めないことを通知した提案については、施工計画書に記載してはならない。

1.19.5 工事工程の共有

- (1)受注者は、本章1.19.1(2)に規定する計画工程表を作成するにあたって、工程に影響する事項がある場合、その事項（クリティカルパスを含む）及び処理対応者（「監督員」又は「受注者」）並びに処理対応時期を明記するものとする。
- (2)前項の規定に従い作成した計画工程表を、施工期間にわたり受発注者双方で共有するものとする。
- (3)受注者若しくは発注者は、計画工程表に明記した事項に変更が生じた場合、速やかに記載事項を修正するとともに、適切に受発注者双方で修正した計画工程表を共有するものとする。

1.19.6 運用中設備の機能停止を伴う作業に関する事項

受注者は、運用中の設備の機能に支障を伴う作業を行う場合は、事前に監督員と協議を行い、機能停止時間を必要最小限に抑えた工程、工法、緊急連絡体制及び非常時のバックアップ方法、体制を記載した工種別施工計画書を作成し、監督員の承諾を得たのちに作業を実施するものとする。

1.19.7 運用中設備への誤情報表示等の防止に関する事項

受注者は、運用中設備への誤情報表示等の危険性のある作業を行う場合は、工種別施工計画書の他、作業手順書を作成し、監督員の承諾を得たのちに作業を実施するものとする。

- (1)運用中設備の誤情報表示等の事例を以下に示す。
 - ①可変式道路情報板への誤表示
 - ②ラジオ再放送設備の誤放送
 - ③トンネル内での火器等使用による、火災検知器の誤作動
 - ④非常通報装置の誤作動、誤操作による火災信号の誤発報
 - ⑤ハイウェイラジオ設備の誤放送
- (2)工種別施工計画書に運用中の設備への誤情報表示等の防止対策を記載するものとする。

①作業員の教育

共通仕様書1.22.1安全対策(5)に基づき実施する安全教育および作業開始前のミーティング時に作業内容及び作業手順について作業員全員に周知するものとする。

②予定外作業の禁止

予定外作業の一切の禁止を徹底させるための措置を講ずるものとする。

③作業体制及び管理

作業をする際は、作業前後の設備の運用状況を確認する者を配置し、チェックシート等を用いて確実に運用設備に影響のない状態での作業となるよう確認するものとする。

④試験調整時等の対策

中央局設備の場合は、システム設定時および試験調整時等において独立した専用の試験卓を構築するなど、誤情報の提供や運用中設備への影響を及ぼさないための措置を講ずるこ

と。また、中央局設備工事以外の場合は、システム設定時および試験調整時等において、設備間の不連動措置を行うなど、誤情報の提供や運用中設備への影響を及ぼさないための措置を講ずること。

⑤作業中の誤操作防止の対策

中央局設備の場合は、運用中の装置と試験中の装置が明確に判別もしくは区別できるよう表示札を貼るなど、誤操作防止の為の明確な措置を講ずるものとする。また、中央局設備工事以外の場合で、運用中の装置等で作業する場合、誤操作防止の為の明確な措置を講ずるものとする。

第20節 機器及び工事用材料

1.20.1 使用材料

工事に使用する材料は、設計図書に規定する場合及び仮設物を除き新品でなければならない。ただし、特記仕様書に再使用などがある場合は、この限りではない。

1.20.2 機器及び工事用材料の品質

契約書第13条第1項に規定する「中等の品質」とは、JIS及びJAS規格が定められている場合にあってはこの規格に適合したもの、またはこれと同等以上の品質を有するものをいう。

1.20.3 工事用材料の確認等

(1)受注者は、工事に使用する材料及び製品については、あらかじめ品名、製造元または生産地、品質規格、使用概算数量等を明記する他、受注者の責において品質を判定した資料（品質を判定した資料には、海外建設資材品質審査・証明事業実施機関が発行する海外建設資材品質審査証明書を含む。）を添付した工事材料確認願（様式第3号）を監督員に提出し、その確認を得なければならない。

ただし、JISマーク表示の認可を受けた材料及び製品については、別に定めるものを除き、あらかじめ、品名、製造元、品質規格、使用概算数量等を明記した工事材料使用届（様式第5号）を監督員に提出すればよいものとする。

(2)受注者は、監督員が必要と認めた主要な材料について、あらかじめ、製作図を提出して、監督員の確認を得なければならない。

1.20.4 不良品の使用

受注者は、監督員の確認を得たものであっても、不良品、破損または変質したものについては、使用してはならない。

1.20.5 工事用材料及び製品の性能及び品質の確認

監督員は、1.20.3の規定により使用材料の確認を行う場合、工事材料確認願または工事材料使用届の提出を受けた後であっても、材料及び製品の性能並びに品質を確認するために工場への立入りや試験の立会いを行うよう受注者に求めることができるものとする。また、工事材料確認願の確認後または工事材料使用届の提出後であっても、監督員が必要と認める場合は、その理由を受注者に通知して、材料及び製品の性能及び品質を確認するために工場への立入りや試験の立会いを行うよ

う受注者に求めることができるものとする。なお、この場合、監督員が必要と判断した場合は、監督員も立入り及び立会いすることができるものとする。

1.20.6 工事用材料及び製品の規格

この仕様書に示す材料及び製品の規格は、日本国内の規格によるものとするが、受注者は、監督員の確認を得た試験機関（海外建設資材品質審査・証明事業実施機関を含む）の確認を得たもの、または監督員が本仕様書の規格と同等以上と認めたものを使用することができる。なお、品質の確認のために必要となる費用は、受注者の負担とする。

1.20.7 色等の指示

指定色及び字体等は、設計図書または監督員の指示によるものとする。

1.20.8 材料の搬入及び検査

受注者は、材料の搬入ごとに、その材料が設計図書に定められた条件に適合することを確認し、必要に応じ、証明となる資料を添えて、工事材料検査願（様式第4号）を監督員に提出し、検査を受けなければならない。ただし、特記仕様書または監督員が指示する軽微な材料についてはこの限りではない。

1.20.9 機器仕様の承諾

受注者は、機器を製作するために必要な構成部品等を調達する前に、契約図書に示す仕様を反映した機器製作仕様書を提出し、監督員の承諾を得なければならない。なお、機器には、製造元、製造年月、形式、製造番号、性能等を記した銘板を取付けるものとする。

機器製作仕様書は内容に準じて、次の仕様書から構成される。

(1) 機器製作仕様書（ハードウェア）

- 1) 要求定義書
 - ① ハードウェア条件
 - ② システム想定条件
 - ③ 非機能要件
 - ④ 上記を示す設計根拠
 - ⑤ 各種シミュレーション等
- 2) 機器仕様書
 - ① システム構成図（物理接続）
 - ② 詳細仕様
 - ③ カタログ等
 - ④ 機器姿図
 - ⑤ 機器実装図
 - ⑥ 納入実績又は性能を満足することを証明する実験データ結果

3) その他監督員の指示する事項

(2) 機器製作仕様書（ハードウェア機能仕様）

- 1) システム概要
 - ① システムコンセプト
 - ② 適用規格・法令
 - ③ 用語説明

④機能間構成全体図

- 2) システム定義 ①監視点数、端末・モニタ接続数等、その他定義が必要な項目
- 3) その他監督員の指示する事項
- (3) 機器製作仕様書（ソフトウェア）
 - 1) 要求仕様書 ソフトウェアに必要な要求性能
 - 2) システム仕様書 ソフトウェア全体の構成機能
 - 3) 機能仕様書 要求仕様書で作成された各機能について本機能を使用するユーザー側から見た挙動の詳細記録
 - 4) 構造設計書 テーブル仕様、処理フローなどソースコードを作成する為のデータ
 - 5) その他監督員の指示する事項

1.20.10 インターフェース仕様の開示について

各機器間を結ぶインターフェース詳細規格並びに関連規格について受注者は全て発注者に開示し、機器製作仕様書に記載するものとする。また、発注者は受注者の承諾を得ることなく各種インターフェース規格を他者に公開できるものとする。

1.20.11 自主検査

- (1) 自主検査は、機材の製造工場において、現場搬入の前に行うものとし、検査が完了したときは、その成績書を速やかに監督員に提出しなければならない。
- (2) 自主検査は、次の場合について行うものとする。
 - 1) 設計図書に定められた場合
 - 2) 試験によらなければ、設計図書に定められた条件に適合することが証明できない場合。
ただし、製造者の標準品で、実験値などが整備されているものは、性能表または能力計算書など能力の証明となるものをもって検査に代えることができるものとする。
- (3) 試験方法は JIS 等に定めのある場合は、これによるものとし、定めのない場合は、監督員の指示により行うものとする。

1.20.12 工場立会い検査

工場立会い検査は、仕様書に定める機材のほか監督員が必要と認める機材について行うものとする。

第21節 支給材料及び貸与品

1.21.1 支給材料及び貸与品

契約書第 15 条の規定に基づき、材料を支給する場合及び建設機械器具等を貸与する場合は、支給材料及び貸与品の品名、規格、形状寸法、数量、引渡し時期、引渡し場所を特記仕様書に定めるものとする。なお、契約書第 15 条第 3 項に規定する受領書（様式第 23 号）を作成し、監督員に提出するものとする。

1.21.2 支給材料の返還

受注者は、材料の支給を受けた工事の完了時において、未使用の支給材料がある場合には、返還

書（様式第24号）を作成し、監督員に提出するとともに支給材料を返還しなければならない。

1.21.3 支給材料及び貸与品の使用

受注者は、支給材料及び貸与品を工事の目的以外に使用してはならない

第22節 工事中の安全の確保

1.22.1 安全対策

- (1)受注者は、工事関係者だけでなく、付近住民、一般通行人及び一般通行車両等の第三者の安全確保を図らなければならない。
- (2)受注者は、所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、工事中の安全を確保しなければならない。
- (3)受注者は、道路、鉄道、河川、水路、電力施設、通信施設、ガス施設及び水道施設等または建築物の近傍における工事の施工にあたっては、これらに損害を与えないように十分に注意しなければならない。
- (4)受注者は、工事現場を明確に区分し、第三者の工事現場への立入りを防止する措置を講じなければならない。
- (5)受注者は、工事の施工にあたり、事故等が発生しないよう使用人等に安全教育の徹底を図り、事故等を防止するため、工事着手後、原則として作業員全員の参加により毎月、半日以上の時間を割当て、次の各号から実施する内容を選択し、安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。なお、作業員全員の参加が困難な場合は、複数回に分けて実施することができるものとする。

また、当該工事の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を作成し、本章1.19.1の規定に定める施工計画書に記載し、監督員に提出するとともに、実施内容、参加者及び実施状況が分かる資料のみを報告するものとする。

- ① 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
 - ② 当該工事内容、手順等の周知徹底
 - ③ 工事安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底
 - ④ 当該工事における災害対策訓練
 - ⑤ 当該工事現場で予想される事故対策
 - ⑥ その他、安全・訓練等として必要な事項
- (6)受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（国土交通省告示第496号、令和元年9月2日）を遵守するとともに、建築工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房官庁営繕部整備課、平成27年1月20日）、建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月31日）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。これらの指針は、当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。
 - (7)前記(1)、(2)、(3)、(4)、(5)、(6)に要する費用は、諸経費に含まれるものとする。

1.22.2 交通安全

- (1)受注者は、自らの管理下にある工事用車両の運行にあたっては、事故等を防止しなければなら

ない。

- (2)受注者は、工事に使用する車両について、監督員の指示に従い一般の車両と区別するための措置を講じておかなければならない。

1. 22. 3 工事の安全

- (1)受注者は、工事現場が隣接しましたは同一場所において別途工事がある場合は、受注者間の安全施工に関する緊密な情報交換を行うとともに、非常時における臨機の措置を定める等の連絡調整を行うため、関係者による受注者安全協議会を組織するものとする。
- (2)監督員が、労働安全衛生法（昭和47年6月8日法律第57号、最終改正令和7年5月14日法律第33号）第30条第1項に規定する措置を講じる者として同条第2項の規定に基づき、受注者を指名した場合には、受注者はこれに従うものとする。
- (3)受注者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。
- (4)受注者は、高所作業、深部の掘削その他特殊な作業については、有資格者または適切な労働者を使用するものとする。
- (5)受注者は、足場の施工にあたり、枠組み足場又はくさび硬結式足場を設置する場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン（厚生労働省 令和5年12月）」によるものとし、足場の組立、解体または変更の作業時及び使用時には、常時、全ての作業床において、二段手すり及び幅木の機能を有するものを設置しなければならない。
- (6)受注者は、吊足場に使用する材料は、おやご、ころばし、足場板がユニット化されたものを設置しなければならない。なお、朝顔に使用する材料は設計図書に示すものとする。

1. 22. 4 火災の防止

受注者は、工事中の火災予防のため次の各号に掲げる事項を厳守するものとする。

- (1)伐開除根、掘削等により発生した雑木、草等を野焼きしてはならない。
- (2)使用人等の喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用は禁止しなければならない。
- (3)ガソリン、塗料等の可燃物の周辺に火気の使用を禁止する旨の表示を行い、周辺の整理に努めなければならない。

1. 22. 5 危険物の取扱い

受注者は、爆発物及び危険物等を備蓄し、使用する必要がある場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指示に従い、適切な措置を講じておかなければならない。

1. 22. 6 災害の防止

- (1)受注者は、工事の施工中における豪雨、豪雪、出水、強風、地震、落雷等に対し、常に被害を最小限に食い止めるための機材等を準備するとともに、防災体制を確立しておかなければならない。
- (2)受注者は、施工計画の立案にあたっては、既往の気象記録及び洪水記録並びに地形等現地の状況を考慮の上、施工方法及び施工時期を決定しなければならない。

(3) 災害発生時においては、第三者及び使用人等の安全確保をすべてに優先させるものとする。

1. 22. 7 事故等の報告

受注者は、工事の施工中に事故等が発生した場合は、直ちに監督員に連絡するとともに、工事中事故報告書（様式第18号）を速やかに監督員に提出し、監督員から指示がある場合にはその指示に従わなければならない。

1. 22. 8 保全安全管理者

- (1) 受注者は、当社が改築、維持、修繕等を行う高速道路及び一般有料道路（以下「高速道路等」という。）の路上作業を行う必要がある場合は、高速道路等を利用している一般通行車両及び作業に従事する作業者の安全の確保がなされるよう、交通規制作業及び規制内作業の安全に係わる計画、安全教育及び現場指導の強化を実施する専任の保全安全管理者を定め設置しなければならない。なお、保全安全管理者は受注者に所属しない者でもよいものとする。
- (2) 保全安全管理者は、一定の技術力及び安全に関する知識及び指導力を有する者で、修了証に記載の有効期限内に「保全安全管理講習」を修了した者でなければならない。
- (3) 受注者は、保全安全管理者を定めたときは監督員に通知しなければならない。その者を変更したときも同様に通知しなければならない。
- (4) 保全安全管理者は、現場代理人、主任技術者（監理技術者）及び専門技術者と兼ねることができるものとする。

第23節 環境対策

1. 23. 1 環境対策の基本姿勢

受注者は、関連法令及び条例並びに仕様書の規定を遵守の上、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題については、施工計画及び工事の実施の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。特に次の各号に示す地域の工事施工には十分な対策を講じなければならない。

- (1) 相当数の住居が集合している区域
- (2) 学校、保育所、病院、診療所、図書館及び特別養護老人ホーム等の敷地の周囲おおむね80m区域における騒音・振動対策
- (3) その他騒音、振動が問題となる区域
- (4) 一般道路への工事用車両の乗り入れ区域
- (5) 河川、溜池、地下水等を用水とする地域

1. 23. 2 環境問題への対応

受注者は、環境への影響が予知されまたは発生した場合は、直ちに監督員に報告し、監督員から指示があればそれに従わなければならない。第三者から環境問題に関する苦情があった場合には、受注者は、本章1.11.3及び1.11.4の規定に従い対応しなければならない。

1. 23. 3 第三者への損害

受注者は、工事の施工に伴い地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者への損害が生じた場

合には、受注者が善良な管理者の注意義務を果たし、その損害が避け得なかったか否かの判断をするための資料を監督員に提出しなければならない。

1.23.4 排出ガス対策型建設機械の使用

- (1)受注者は、工事の施工にあたり表 1-1 に示す一般工事用建設機械を使用する場合は、表 1-1 に示す「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成 17 年 5 月 25 日法律第 51 号、最終改正令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号）」に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成 3 年 10 月 8 日付、建設省経機発第 249 号、最終改正平成 22 年 3 月 18 日付、国総施第 291 号）」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（平成 18 年 3 月 17 日国土交通省告示第 348 号、最終改正平成 24 年 3 月 23 日国土交通省告示第 318 号）」もしくは「第 3 次排出ガス対策型建設機械指定要領（平成 18 年 3 月 17 日付、国総施第 215 号、最終改正平成 23 年 7 月 13 日付、国総環リ第 1 号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械（以下「排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。排出ガス対策型建設機械等を使用できない場合は、平成 7 年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目的で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化設備を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難い場合は監督員と協議するものとする。
- (2)受注者は、トンネル坑内作業において表 1-2 に示す建設機械を使用する場合は、2011 年以降の排出ガス基準に適合するものとし「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則（平成 18 年 3 月 28 日経済産業省・国土交通省・環境省令第 1 号、最終改正令和 7 年 3 月 31 日付経済産業省・国土交通省・環境省令第 1 号）第 16 条第 1 項第 2 号もしくは第 20 号第 1 項第 2 号に定める表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成 3 年 10 月 8 日付、建設省経機発第 249 号、最終改正平成 22 年 3 月 18 日付、国総施第 291 号）」もしくは「第 3 次排出ガス対策型建設機械指定要領（平成 18 年 3 月 17 日付、国総施第 215 号、最終改正平成 23 年 7 月 13 日付、国総環リ第 1 号）」に基づき指定されたトンネル工事用排出ガス対策型建設機械（以下「トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等を使用できない場合は、平成 7 年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目的で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化設備（黒煙浄化装置付）を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難い場合は監督員と協議するものとする。

表 1-1 一般工事用建設機械

機種	備考
・バックホウ・トラクタショベル（車輪式）・ブルドーザ・発動発電機（可搬式）・空気圧縮機（可搬式）・油圧ユニット（以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシ	ディーゼルエンジン（エンジン出力 7.5kw 以上 260kw 以下）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車で、

<p>ーンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの；油圧ハンマ、バイブロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入・引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサキュレーションドリル、アースドリル、地下連續壁施工機、全回転式オールケーシング掘削機)・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ・ホイールクレーン</p>	<p>有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。</p>
---	---------------------------------

表 1-2 トンネル工事用建設機械

機種	備考
<ul style="list-style-type: none"> ・バックホウ・トラクタショベル・大型ブレーカ・コンクリート吹付機・ドリルジャンボ・ダンプトラック・トラックミキサ 	<p>ディーゼルエンジン（エンジン出力 30kw～260kw）を搭載した建設機械に限る。</p> <p>ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車の種別で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。</p>

1.23.5 低騒音型・低振動型建設機械の使用

受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針(昭和 51 年 3 月 2 日付、建設省機発第 54 号、最終改正昭和 62 年 3 月 30 日付、建設省経機発第 58 号)によって低騒音・低振動型建設機械を設計図書で使用を義務付けている場合には、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程(平成 9 年 7 月 31 日建設省告示第 1536 号、最終改正平成 13 年 4 月 9 日国土交通省告示第 487 号)に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種の調達が不可能な場合は、認定機種と同程度と認められる機種または対策をもって監督員と協議することができるものとする。

第 24 節 文化財の保護

1.24.1 文化財の保護

受注者は、工事の施工にあたって文化財（文化財保護法にいう文化財をいう。以下同じ。）の保護に十分注意し、使用人等に文化財の重要性を十分認識させ工事中に文化財を発見したときは、直ちに工事を中止し設計図書に関して監督員と協議しなければならない。

1.24.2 埋蔵物の発見

受注者が工事の施工にあたり、文化財その他の埋蔵物を発見した場合は、発注者との契約に係る

工事に起因するものとみなし、発注者が、当該埋蔵物の発見者としての権利を保有するものとする。

第25節 建設副産物

1.25.1 産業廃棄物

受注者は、産業廃棄物が搬出される工事の施工にあたっては、産業廃棄物管理表（紙マニフェスト）または電子マニフェストにより、適正に処理されていることを確かめるとともに監督員が求めた場合は提示しなければならない。なお、産業廃棄物の処分については、種類、発生量、分別・保管・運搬・処分の方法、処理業者への委託内容等について、本章1.19.1の規定に定める施工計画書に記載しなければならない。

1.25.2 再生資源、建設副産物及び特定建設資材

受注者は、特記仕様書に示す再生資材の使用及び建設副産物の活用等並びに特定建設資材の分別解体・再資源化等を行う他、関係法令を遵守して建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用並びに特定建設資材の分別解体・再資源化等を図らなければならない。

- (1) 受注者は、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年4月26日法律第48号、最終改正令和7年6月4日法律第52号）に基づき、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書（以下「再生資源利用計画書等」という。）を作成し、本章1.19.1の規定に定める施工計画書に含め監督員に提出しなければならない。また、受注者は、法令等に基づき、工事現場において再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を公衆の見やすい場所に掲げなければならない。なお、建設副産物責任者について、受注者に所属するものの中から選定し、本章1.19.1の規定に定める施工計画書に記載しなければならない。なお、再生資源利用計画書等の様式は、国土交通省のリサイクルホームページの「建設リサイクル報告様式」または一般財団法人日本建設情報総合センターが提供する建設副産物情報交換システム（コブリス・プラス）によるものとする。またコブリス・プラス登録に要する費用は受注者の負担とする。
- (2) 受注者は、土砂を再生資源利用計画書に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。
- (3) 受注者は、再生資源利用促進計画書の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壤汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可値等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。また、確認結果は再生資源利用促進計画書に添付するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲示しなければならない。
- (4) 受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするときは、再生資源利用促進計画書に記載した事項（搬出先の名称及び所在地、搬出量）と前記(3)で行った確認結果を、委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。
- (5) 受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督職員から請求があった場合は、受領書の写しを提出しなければならない。
- (6) 受注者は、再生資源利用計画書等を作成した場合には、工事完成後速やかに実施状況を記録し

監督員に提出するとともに、工事完成後 5 年間保存しなければならない。なお、実施記録の様式は、国土交通省のリサイクルホームページの「建設リサイクル報告様式」または一般財団法人日本建設情報総合センターが提供する建設副産物情報交換システム（コブリス・プラス）によるものとする。なお、コブリス・プラス登録に要する費用は受注者の負担とする。

- (7) 受注者は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（（平成 12 年 5 月 31 日法律第 104 号、最終改正令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号）以下、「建設リサイクル法」という。）第 10 条に基づき当社が都道府県知事等に届け出る内容について、同法第 12 条に基づき書面を作成し、本章 1.19.1 の規定に定める施工計画書に含め監督員に提出のうえ説明しなければならない。
- (8) 受注者は、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第 18 条に基づき、監督員に再資源化完了報告書（様式第 26 号）により報告するとともに、当該再資源化等の実施状況に関する記録を作成し、これを保存しなければならない。

第 26 節 施工管理

1.26.1 施工管理体制の確立

受注者は、工事の施工にあたっては、施工計画書に従い施工し、品質及び出来形が契約書類に示された基準等に適合するよう、自らの責任において、設備、組織等の施工管理体制を確立しなければならない。

1.26.2 品質管理巡回

発注者は、必要に応じて、品質管理状況の点検を行うため、品質巡回員を派遣することができるものとし、受注者はこれに協力しなければならない。この場合において、監督員は、実施日及び品質巡回員名等を受注者に通知するものとする。

第 27 節 検査及び立会い

1.27.1 検査及び立会い願

受注者は、契約書第 13 条及び第 14 条に規定に基づき定められた仕様書に従って、工事の施工について監督員の立会いまたは検査を請求する場合は、工事施工立会い（検査）願（様式第 6 号）を監督員に提出しなければならない。なお、遠距離の工場での立会いまたは検査など往復に相当な日時を要する場合には、事前に監督員と日程を調整の上、工事立会い（検査）願を提出しなければならない。

1.27.2 監督員の検査権等

監督員は、工事が契約書類どおり行われているかどうかの確認をするために、いつでも工事現場または製作工場に立ち入り、立会いまたは検査し得るものとし、受注者はこれに協力しなければならない。なお、監督員が必要と認めた場合には、監督員が製作工場に滞在し、一部または全部の工程について立会いまたは検査を行うことができるものとする。

1.27.3 検査に必要な費用

契約書第 13 条第 2 項及び第 14 条第 6 項に規定する「直接要する費用」とは、検査または立会いに

必要な準備、人員及び資機材等の提供並びに写真その他資料の整備のために必要な費用をいう。なお、監督員が製作工場に滞在して立会いまたは検査を行う場合、受注者は監督業務に必要な机、椅子、ロッカー、電話等の備わった専用の執務室を無償で提供するとともに、光熱水費を負担しなければならない。

1.27.4 検査及び立会いの省略

監督員は、設計図書に定められた検査及び立会いを省略することができる。この場合において、受注者は自己の負担で、施工管理記録、写真等の資料を整備し、監督員の要求があった場合にはこれを提出しなければならない。

1.27.5 検査及び立会いの時間

検査及び立会いの時間は、当社の勤務時間内を標準とする。ただし、検査及び立会いを必要とするやむを得ない理由があると監督員が認めた場合は、この限りでない。

1.27.6 受注者の責任

受注者は、契約書第9条第2項第3号、第13条第2項または第14条第1項もしくは同条第2項の規定に基づき、監督員の立会いを受け、または検査に合格した場合にあっても、契約書第17条、第32条及び第38条に規定する義務を免れないものとする。

第28節 施工

1.28.1 施工

- (1) 設計図書に示された設備が、その機能を完全に発揮するよう確実に施工しなければならない。
- (2) 施工は、設計図書及び監督員の承諾を受けた実施工工程表、施工計画書、施工図等により行う。

1.28.2 施工図等

- (1) 受注者は、現地の状況に応じた工事が施工されるように作成された施工図等を監督員に提出し、監督員の承諾を受けたうえで施工しなければならない。ただし、あらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、この限りでない。
- (2) 施工図等の内容を変更する必要が生じた場合は、変更施工図等を作成し、監督員の承諾を得るものとする。

1.28.3 施工の立会い

監督員の立会いは、下記の場合に行うものとする。

- (1) 設計図書に定められた場合
- (2) 主要機器が設置された場合
- (3) 施工後に検査が困難な箇所を施工する場合
- (4) 総合試験運転を行う場合
- (5) 監督員が特に指示する場合

1.28.4 施工の検査

- (1) 監督員の検査は、下記の場合に行うものとする。
 - 1) 設計図書に定められた場合
 - 2) 監督員の指定した工程に達した場合
- (2) 合格した工程と同じ工法により施工した部分についての以後の検査は、抽出検査とする。ただし、監督員が特に指示したものはこの限りでない。

1.28.5 施工検査に伴う試験

- (1) 試験は下記の場合により行うものとする。
 - 1) 設計図書に定められた場合
 - 2) 試験によらなければ、設計図書に定められた条件に適合することが証明できない場合
- (2) 試験が完了したときは、その成績書を速やかに監督員に提出しなければならない。

第29節 工事の変更等

1.29.1 工事の変更指示等

監督員が、契約書第18条及び第19条の規定に基づく設計図書の変更または訂正（以下「工事の変更」という。）の指示を行う場合は、工事変更指示書（様式第1号）によるものとする。なお、現地取り合わせによる数量の増減等軽微なもの等については、工事打合簿（様式第2号）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合その他の理由により監督員が、受注者に対して口頭による指示等を行った場合には、受注者は、その指示等に従うものとする。監督員は、口頭による指示等を行った場合には、速やかに口頭による指示等の内容を書面により受注者に通知するものとする。受注者は、監督員からの書面による通知がなされなかった場合において、その口頭による指示等が行われた7日以内に書面で監督員にその指示等の内容の確認を求めるものとする。

1.29.2 施工時期及び施工時間の変更

受注者は、設計図書に施工時期及び施工時間が定められている場合でその時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ監督員と協議するものとする。

1.29.3 変更工事の施工

受注者は、工事の変更指示が行われた場合には、その指示に従って工事を施工しなければならない。

1.29.4 受注者の都合による工事の変更

受注者は、自らの都合により設計図書に示す工事目的物の形状寸法、または、材料規格について変更を必要とする場合は、監督員に協議し、工事変更指示書により設計図書の変更指示を受けなければならない。なお、これに伴う契約金額の変更は契約額を上限とした範囲で変更するものとする。

第30節 諸経費

諸経費とは、工事目的物を施工するために直接必要な費用以外で、消費税及び地方消費税相当額

を除いたものをいい、品質管理、工程管理、安全管理等の工事管理に関する費用、各種報告書の作成、工事記録調書の作成、検査等のために必要な労務及び資材の提供、設計図面で受注者の負担で行うとされた技術業務その他技術管理に必要な費用、現場事務所、試験室、宿舎、車庫、雑品倉庫に関する費用その他営繕に関する経費、現場事務所、宿舎等の光热水費、現場事務所の労務管理、現場事務所職員の人工費、事務経費、福利厚生、租税公課その他現場で必要とする費用、工事の施工にあたる企業の経営管理活動に必要な本社及び支店等における経費、契約の保証に必要な費用、工事の施工にあたる企業の経営を継続して運営するために必要な付加利益等をいう。

第31節 工事の一時中止

1.31.1 一時中止の要件

契約書第20条1項に規定する「工事用地等の確保ができない等」とは、次の各号に該当する場合などをいう。

- (1)埋蔵文化財の調査、発掘の遅延及び埋蔵文化財が新たに発見された場合
- (2)関連する他の工事の進捗が遅れた場合
- (3)工事着手後、環境問題等が発生した場合
- (4)設計図書と実際の施工条件の相違または設計図書の不備により施工を続けることが不可能な場合
- (5)工事等の妨害活動等により工事を施工できない場合

1.31.2 工事の一時中止における措置

契約書第20条第1項及び第2項の規定に基づき、監督員が工事の全部または一部の施工の一時中止を書面により通知した場合において、工事現場の保全や体制の維持を監督員が指示し、受注者は、これに従うとともに、保全・体制に関する基本計画書を監督員に提出するものとする。

1.31.3 工事の一時中止に伴う増加費用の協議

- (1)受注者は、工事の一時中止に伴い増加費用が生じた場合は、請求額を記した増加費用の請求書を監督員に提出するものとする。
- (2)受注者からの請求があった場合においては、監督員が算定した増加費用の額を記した増加費用の協議書をもって、受注者と協議するものとする。
- (3)増加費用の協議について、監督員からの協議書により受注者は同意書（様式第10-1号）を監督員に提出するものとする。なお、協議開始の日から28日以内に協議が整わない場合には、監督員が定め、受注者に通知する。

第32節 不可抗力による損害

1.32.1 災害通知書の提出

受注者は、災害発生後直ちに被害の詳細な状況を把握し、当該被害が契約書第30条の規定の適用を受けると思われる場合には、遅滞なく工事災害通知書（様式第8号）により発注者に通知するものとする。

1.32.2 採択基準

契約書第30条第1項に規定する「設計図書で基準を定めたもの」とは、工事現場または監督員が認めた観測地点において、次の各号に掲げるものをいう。

(1) 降雨に起因する場合

次のいずれかに該当する場合とする。

- 1) 連続雨量（任意の72時間における雨量をいう。）が150mm以上
- 2) 24時間雨量（任意の連続24時間における雨量をいう。）が80mm以上
- 3) 1時間雨量（任意の60分における雨量をいう。）が20mm以上

(2) 強風に起因する場合

最大風速（10分間の平均風速で最大のものをいう。）が15m/秒以上あった場合

(3) 地震、津波、高潮及び豪雪に起因する場合

地震、津波、高潮及び豪雪により生じた災害にあっては、周囲の状況により判断し、相当の範囲にわたって、他の一般物件にも被害を及ぼしたと認められる場合

(4) その他設計図書で定めた基準

1.32.3 損害範囲の認定

契約書第30条第2項に規定する「受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは、本章1.22.6に規定する予防措置を行ったと認められないもの及び災害の一因が施工不良等、受注者の責によるとされるものをいう。

1.32.4 損害額の協議

契約書第30条の規定に基づき、発注者が負担する額の契約書第25条第3項による協議は、監督員からの協議書により受注者は同意書（様式第10-1号）を監督員に提出するものとする。なお協議開始の日から28日以内に協議が整わない場合には、監督員が定め受注者に通知する。

第33節 スライド条項の適用基準

1.33.1 適用の原則

契約書第26条第1項から第4項までの規定（以下「スライド条項」という。）に基づく請負代金額の変更（以下「スライド」という。）の適用基準は、次の各項によるものとする。

1.33.2 賃金または物価の変動

スライド条項に規定する「賃金水準または物価水準の変動」とは、それぞれ当該工事場所における建設労働者の賃金水準、建設資材の価格、建設機械等の維持修理費、管理費、賃貸料及び運送料等に関する価格水準の変動をいう。

1.33.3 請求の方法

- (1) スライドの請求は、スライドの請求を行う発注者または受注者が賃金または物価の変動状況、当該工事の残工事量等を勘案して、適当と判断した日に行うことができる。ただし、残工期が2箇月未満の場合は、スライドの請求は行えないものとする。
- (2) スライドの請求は、スライド請求書（様式第9号）を相手方に提出することにより行う。

1.33.4 適用の基準日

スライド条項第3項に規定する「基準日」とは、次の各号に掲げるところによるものとする。

- (1)スライドの請求のあった日が1日から25日までの間である場合においては、当該請求のあった日の属する月の翌月の1日
- (2)スライドの請求のあった日が26日から月末までの間である場合においては、当該請求のあった日の属する月の翌々月の1日

1.33.5 残工事量の算定

変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額の算定の基礎となる残工事量の算定は、基準日の前月末までに完成された工事の検査を行い、工事の出来形部分の算定をすることにより行うものとし、監督員と受注者との間で確認するものとする。ただし、基準日の前月に本章1.39.1に規定する工事の出来形部分検査願の提出を行った工事の残工事量の算定は、本章1.39.1に規定する検査と合わせて行うものとする。この場合において、受注者の責により遅延していると認められる工事量は、残工事量に含めないものとする。

1.33.6 スライド額の協議

- (1)受注者から請求または発注者及び受注者双方からの請求の場合においては、受注者は、監督員から通知のあったスライド額見積方通知書に基づき算定したスライドの請求額を記したスライド額見積書（様式第10号、当該請求額の算出基礎を添付したもの）を監督員に提出するものとする。
- (2)発注者からの請求の場合においては、発注者が算定したスライドの請求額を記したスライド額協議書をもって受注者と協議するものとする。
- (3)上記(1)、(2)のスライド額は諸経費を含むものとする。
- (4)契約書第26条第8項に規定する協議開始の日は、最終数量確定後とする。
- (5)スライド額について、監督員からの協議書により受注者は同意書（様式第10-1号）を監督員に提出するものとする。なお、協議開始の日から28日以内に協議が整わない場合には、監督員が定め、受注者に通知する。

第34節 単品スライド条項の適用基準

契約書第26条第5項の規定（以下「単品スライド条項」という。）については、この条項を発動すべき事態が発生し、他機関発注の公共工事にも広く適用される等、客観的に適用の必要が認められる場合に、適用できるものとする。

第35節 インフレスライド条項の適用基準

契約書第26条第6項の規定（以下「インフレスライド条項」という。）については、この条項を発動すべき事態が発生し、他機関発注の公共工事にも広く適用される等、客観的に適用の必要が認められる場合に、適用できるものとする。

第36節 臨機の措置

1.36.1 措置の請求

監督員は、契約書第27条第3項の規定により、暴風、豪雨、高潮、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的事象（以下、「天災等」という。）に伴い、工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に重大な影響があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

1.36.2 緊急工事

上記の場合において、受注者が直ちに当該措置に基づく作業をなし得ないか、またはこれを行う意思がない場合には、発注者は、他の者に作業させ、この者に当該作業にかかる費用を支払うことができるものとする。当該作業の結果生じた費用及び当該作業に付随する費用の負担方法は、監督員と受注者が協議し定めるものとする。

第37節 契約変更

1.37.1 契約変更

発注者と受注者は、次の各号に掲げる場合において、工事請負契約の変更を行うものとする。

- (1) 本章1.29.1の規定に基づく変更により著しく請負代金額に変更が生じる場合
- (2) 工事出来高の総額が請負代金額を超えることが予測される場合
- (3) 工事完成に伴い精算を行う場合または契約書第39条に規定する部分引渡しを行う部分の精算を行う場合
- (4) 工期の変更を行う場合
- (5) 支払限度額が設定されている工事において、その支払限度額を変更する場合
- (6) 工事施工上必要があると認める場合

1.37.2 変更契約書の作成

前項の場合において、受注者は、変更する契約書を当社所定の書式により作成し、記名押印の上発注者に提出しなければならない。なお、変更する契約書は、次の各号に基づき作成されるものとする。

- (1) 本章1.29.1の規定に基づき監督員が受注者に指示した事項
 - (2) スライド額、工事の一時中止に伴う増加費用及び工期の変更日数等決定済みの事項
 - (3) その他発注者または監督員と受注者との協議で決定された事項
- ただし、工期の変更、支払限度額の変更が生じた場合の変更契約書は、当該事項のみの変更とすることができるものとする。

第38節 工期変更

1.38.1 事前協議

事前協議とは、契約書第18条第5項及び第19条の規定に基づく工事の変更において、当該変更が、工期変更協議の対象であるか否かを監督員と受注者との間で確認することをいう。

1.38.2 事前協議の手続き

監督員は、工事の変更指示を行う場合において、工期変更協議の対象であるか否かを合わせて通知するものとし、受注者はこれを確認するものとする。なお、受注者は、監督員からの通知に不服

がある場合には、7日以内に異議を申し立てることができる。

1.38.3 工期変更協議の手続き

受注者は、事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項及び契約書第20条の規定に基づき工事の一時中止を行ったものについて、契約書第24条に基づく協議開始日の1箇月前までに、必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、工期変更協議書（様式第11号）を監督員に提出するものとする。工期変更日数について、監督員からの協議書により同意書（様式第10-1号）を監督員に提出するものとする。なお、監督員は、事前協議により工期変更協議の対象であると確認された事項及び工事の一時中止を指示した事項であっても、残工期及び残工事量等から工期の変更が必要ないと判断した場合には、工期変更を行わない旨の協議に代えることができる。また、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、監督員が定め受注者に通知する。

1.38.4 受注者からの工期延長の請求

受注者は、契約書第22条の規定に基づき、工期の延長が必要と判断した場合には、必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、速やかに工期延長請求書（様式第12号）を監督員に提出するものとする。

第39節 年度出来高予定額

1.39.1 年度出来高予定額

受注者は、契約書第40条第1項に基づく「各会計年度の出来高予定額」を提出する場合、契約書第3条に規定する工程表と併せて、年度出来高計画書（様式第13号）を発注者に提出するものとする。なお、各会計年度の出来高予定額は、本章1.40.1に規定する各年度における最終の出来形検査願提出時期ごとの年度出来高予定額とする。

1.39.2 年度出来高予定額の修正

受注者は、契約書第40条第2項に基づく「次年度以降の出来高予定額」を提出する場合、本章1.18.1に規定する工程表を添付し様式第14号により行うものとする。

1.39.3 年度出来高予定額の変更

受注者は、年度の途中において工事請負契約の変更が行われた場合、契約書第40条に規定する出来高予定額の変更を、契約書第3条に規定する工程表と併せて発注者に提出しなければならない。

第40節 工事の出来形部分の確認及び検査

1.40.1 工事の出来形部分の確認

受注者は、契約書第38条第2項の規定により部分払の請求に係る工事の出来形部分の確認を求める場合には、発注者に対し、工事出来形部分検査願（様式第15号）を、請求月の前月の25日までに提出しなければならない。監督員は、工事出来形部分検査願が提出された後に、工事の出来形部分の確認に先立って受注者に対して、検査日を通知するものとする。なお、監督員は自らの代行として、検査員を指名することができるものとし、その場合は受注者に対して、検査員名を通知する

ものとする。発注者は、受注者から提出された工事出来形部分検査願に基づき、完成された工事または製造工場にある工場製品の検査を行い、工事の出来形部分を確認し、その結果を工事出来形部分認定書により受注者に通知するものとする。受注者は、発注者の確認を受けた工事の出来形部分であっても、契約書第17条及び第32条に規定する義務を免れないものとする。

1.40.2 工事の出来形部分検査願の提出期限の変更

発注者は、特に必要があると認める場合は、受注者とあらかじめ協議の上、前項の規定に係わらず、工事出来形部分検査願を提出する期限を変更できるものとする。

1.40.3 工事の出来形部分の検査

工事の出来形部分の検査は、次に掲げる各号に基づいて行うものとする。

- (1)受注者は、自らの負担で工事の出来形部分の検査に必要な測量及び出来高算出作業を行い、その成果を整理し監督員に提出しなければならない。
- (2)監督員は、受注者から提出された成果を審査し、必要に応じて受注者の立会いの上、現場検査または工場検査を行うものとする。この場合において、受注者は、検査に必要な人員、機材等を提供するものとする。
- (3)受注者は、監督員の確認を得て出来高を実際の工事の出来形部分を超過しない範囲の概算数量で算出することができる。
- (4)内訳書項目の金額に含まれる主たる作業が完了している場合には、その内訳に含まれるすべての作業が完了していなくても、監督員が認めた割合により、工事の出来形部分を算定することができるものとする。
- (5)一式、一箇所等の単位で検測するものについては、その工事すべてが完成するまで出来高としないものとする。
- (6)工事の出来形部分が完成後、受注者はあらかじめ出来形調書、工場製品にあっては試験成績表を作成し、出来形部分検査時に監督員の確認を得なければならない。ただし、継続して施工しているもので、出来形部分を概算数量で算出しているものはこの限りではない。

第41節 しゅん功検査

1.41.1 工事のしゅん功届

受注者は、工事を完成したときは、契約書第32条の規定に基づき、工事のしゅん功届（様式第16号）を発注者に提出しなければならない。

1.41.2 工事しゅん功届提出の要件

受注者は、工事しゅん功届を発注者に提出する際には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

- (1)設計図書（追加、変更指示も含む。）に示すすべての工事が完成していること。
- (2)契約書第17条第1項の規定に基づき、監督員の請求した改造が完了していること。
- (3)設計図書により義務付けられた工事記録写真、工事記録情報、出来形調書及び変更設計図面の資料の整備がすべて完了していること。
- (4)変更契約を行う必要が生じた工事においては、最終変更契約を発注者と締結していること。た

だし、契約書第25条に基づき請負代金額の変更、増加費用、損害額及び契約書第26条に基づく変動前残工事代金額、変更後工事代金額、請負代金額の変更額について協議中のため、この変更契約を締結できない場合で契約工期に達した場合は、その部分を除く最終変更契約書が準備されていること。

1.41.3 検査日及びしゅん功検査員名の通知

監督員は、本章1.41.1に示す工事のしゅん功届が提出された後にしゅん功検査に先立って受注者に対して、検査日及びしゅん功検査員名を通知するものとする。この場合において、受注者は、検査に必要な書類、資料及び写真等を整備するとともに、必要な人員及び機材等を準備し、提供しなければならない。

1.41.4 しゅん功検査の内容

しゅん功検査員は、監督員及び受注者の立会いの上、工事目的物を対象として契約書類と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。

(1)工事の出来形検査

工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来栄えの検査を行う。

(2)工事管理状況の検査

工事管理状況について、書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。

1.41.5 軽微な修補の取扱い

(1)修補の指示

しゅん功検査員は、修補の必要があると認めた場合においても、その修補が軽微であると判断した場合には、受注者に対して、期限を定めて修補の指示を行うことができるものとする。ただし、受注者がその指示に異議を申し出た場合はこの限りでない。

(2)修補の完了の確認

しゅん功検査員が、修補の指示をした場合において、修補の完了の確認は監督員が行うものとする。監督員は、しゅん功検査員の指示どおり修補が完了したと認めた場合には、受注者に対して完了確認の通知書を交付するものとする。

(3)修補が完了しない場合

しゅん功検査員が指示した期間内に修補が完了しなかった場合には、軽微な修補としての取扱いをやめ、発注者は、契約書第32条第2項の規定に基づき検査の結果を通知するものとする。

(4)検査完了期間の取扱い

前(2)により修補の完了が確認された場合は、その指示の日から修補完了の確認の日までの期間を、または前(3)により取扱いをやめた場合は、その指示の日から期限の日までの期間を、それぞれ契約書第32条第2項に規定する期間に含めないものとする。

(5)検査結果の通知

監督員が、この軽微な修補の取扱いに基づき、しゅん功検査員の指示した修補の完了を認め、受注者に完了確認の通知書を交付した場合においても、契約書第32条第2項の規定に基づいて発注者が行う検査結果の通知において、不合格とすることを妨げるものではない。

第42節 一部しゅん功検査

1.42.1 工事の一部しゅん功届

受注者は、契約書第39条に規定する指定部分に係る工事が完成したときは、工事一部しゅん功届（様式第16号）を発注者に提出しなければならない。

1.42.2 工事一部しゅん功届提出の要件

受注者は、工事一部しゅん功届を発注者に提出する際には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

- (1) 設計図書（追加、変更指示も含む。）に示す、指定部分に係るすべての工事が完成していること。
- (2) 契約書第17条1項の規定に基づき、監督員の請求した改造が完了していること。
- (3) 設計図書により義務付けられた、出来形調書及び変更設計図面等の資料の整備がすべて完了していること。
- (4) 変更契約を行う必要が生じた工事においては、部分引渡しに伴う変更契約を発注者と締結していること。ただし、契約書第25条に基づき請負代金額の変更、増加費用、損害額及び契約書第26条に基づく変動前残工事代金額、変更後工事代金額、請負代金額の変更額について協議中のため、この変更契約を締結できない場合で契約工期に達した場合は、その部分を除く変更契約書が準備されていること。

1.42.3 検査日及び一部しゅん功検査員名の通知

監督員は、本章1.42.1に示す工事一部しゅん功届が提出された後に一部しゅん功検査に先立って受注者に対して、検査日及び一部しゅん功検査員名を通知するものとする。この場合において、受注者は、検査に必要な書類、資料及び写真等を整備するとともに、必要な人員及び機材等を準備し、提供しなければならない。

1.42.4 一部しゅん功検査の内容

一部しゅん功検査員は、監督員及び受注者の立会いの上、工事目的物を対象として契約書類と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。

(1) 工事の出来形検査

工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえの検査を行う。

(2) 工事管理状況の検査

工事管理状況について、書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。

1.42.5 軽微な修補の取扱い

(1) 修補の指示

一部しゅん功検査員は、修補の必要があると認めた場合においても、その修補が軽微であると判断した場合には、受注者に対して、期限を定めて修補の指示を行うことができるものとする。ただし、受注者がその指示に異議を申し出た場合はこの限りではない。

(2) 修補の完了の確認

一部しゅん功検査員が、修補の指示をした場合において、修補の完了の確認は監督員が行うものとする。監督員は、一部しゅん功検査員の指示どおり修補が完了したと認めた場合に

は、受注者に対して完了確認の通知書を交付するものとする。

(3) 修補が完了しない場合

一部しゅん功検査員が指示した期間内に修補が完了しなかった場合には、軽微な修補としての取扱いをやめ、発注者は契約書第32条第2項の規定に基づき検査の結果を通知するものとする。

(4) 検査完了期間の取扱い

前(2)により修補の完了が確認された場合は、その指示の日から修補完了の確認の日までの期間を、また前(3)により取扱いをやめた場合は、その指示の日から期限の日までの期間を、それぞれ契約書第32条第2項に規定する期間に含めないものとする。

(5) 検査結果の通知

監督員が、この軽微な修補の取扱いに基づき、一部しゅん功検査員の指示した修補の完了を認め、受注者に完了確認の通知書を交付した場合においても、契約書第32条第2項の規定に基づいて発注者が行う検査結果の通知において、不合格とすることを妨げるものではない。

第43節 請負代金の支払

発注者が、請負代金を受注者の指定する金融機関（日本国内の本支店）の口座に振り込む手続きを完了したときをもって、請負代金の支払が完了したものとする。

第44節 遅延日数の算定

契約書第54条第5項に規定する「遅延日数」は、次式により算定するものとする。

$$\text{遅延日数} = (\text{しゅん功届受領日} - \text{契約工期日}) + (\text{補修の完了届受領日} - \text{不合格の通知日})$$

なお、不合格の通知日及び修補の完了届受領日は、それぞれ契約書第32条第2項及び第6項に規定するものをいい、本章1.41.5に規定するものは含めないものとする。

第45節 部分使用

1.45.1 適用範囲

監督員は、次の各号に掲げる場合において契約書第34条の規定に基づき、受注者に対し部分使用を請求することができるものとし、受注者は正当な理由が有る場合を除き承諾するものとする。

- (1) 別途工事の用に供する必要がある場合
- (2) 一般の用に供する必要がある主要な道路または水路の場合
- (3) その他特に必要と認められる場合

1.45.2 部分使用検査

監督員は、前項の規定に基づき部分使用の必要が生じたときには、受注者の立会いの上、当該工事目的物の出来形の検査を行うものとする。この場合において受注者は、当該工事目的物の出来形検査調書を作成し、監督員に提出するとともに、その他検査に必要な資料、写真等を準備し、また必要な人員、機材等を提供するものとする。なお、監督員は自らの代行として、検査を実施するものを指名することができるものとする。

1.45.3 部分使用の協議

受注者は、部分使用の協議に同意した場合は、部分使用同意書（様式第17号）を監督員に提出するものとする。

第46節 中間技術検査

1.46.1 検査日及び中間技術検査員名の通知

発注者は、必要に応じて、工事の途中段階において、工事実施状況及び工事目的物を対象としての検査（以下「中間技術検査」という。）を実施できるものとし、監督員は中間技術検査に先立って中間技術検査日の10日前までに受注者に対して、中間技術検査を実施する旨及び検査日並びに検査員名を通知するものとする。この場合において、受注者は、検査に必要な書類及び資料等を整備するとともに、必要な人員及び機材等を準備し、提供しなければならない。

1.46.2 中間技術検査の内容

中間技術検査員は、監督員及び受注者の立会いの上、工事目的物を対象として契約書類と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。

(1) 工事の出来形検査

工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえの検査を行う。

(2) 工事管理状況の検査

工事管理状況について、書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。

1.46.3 費用の負担

前記1.46.1、2に要する費用は、受注者の負担とする。

第47節 工事記録等

1.47.1 工事記録写真

受注者は、「工事記録写真等撮影要領（施設編）」及び監督員の指示に従って写真撮影・整理を行い、監督員に提出しなければならない。

1.47.2 工事完成写真

受注者は、「工事記録写真等撮影要領（施設編）」及び監督員の指示に従って、工事の完成に際し、完成した工事目的物を撮影し、監督員に提出しなければならない。

1.47.3 その他

受注者は、工事記録写真、工事完成写真の撮影にあたり、電子媒体を用いて行う場合は、事前に監督員と打ち合せを行い使用するものとする。

1.47.4 出来形調書

受注者は、監督員の指示に従って、出来形測量を行い、出来形調書を作成し、監督員に提出しなければならない。

1.47.5 工事完成図書

受注者は、工事が完成したときは、次の工事完成図書を作成し、監督員に提出するものとする。なお、提出は製本及び電子媒体とし、電子媒体については東日本高速道路株式会社「工事完成図書の電子納品要領」により作成し、提出部数、製本等については特記仕様書によるものとする。

(1) 工事しゅん功図

工事しゅん功図は、設計原図を基に、すべての設計変更及び現場変更を明確に記載し、作成するものとする。

(2) 取扱説明書集

取扱説明書集は、次の書類をとりまとめたものとする。

- 1) 各機器の取扱説明書
- 2) 各機器の点検、整備方法書
- 3) 各機器詳細図
- 4) 結線図、展開接続図等
- 5) 使用機器一覧表（品名、製造元、形式、容量または出力、数量等）
- 6) 試験成績書（工場試験、現地試験）
- 7) 予備品、保守用品一覧表
- 8) その他監督員の指示したもの

(3) 施工図集

施工図集は、監督員の確認を得た施工図をとりまとめて作成するものとする。

(4) 施設設備集計データ

施設設備集計データは、監督員の指定した様式により各機器に対して作成するものとする。

1.47.6 費用の負担

前記 1.47.1、2、3、4 に要する費用は諸経費に含まれるものとし、5 に要する費用は受注者の負担とする。

第48節 工事情報共有・保存システムによる施設工事関係書類の作成及び提出方法

受注者は、原則として現場代理人と監督員及び主任補助監督員等との間における施設工事関係書類の作成、提出、回答の受領等について、「工事情報共有・保存システム（Kcube2）」（以下、「本システム」という）を用いるものとする。

本システムを使用しての個々の書類の提出方法については、施設工事関係書類提出マニュアル（東日本高速道路株式会社、当社ホームページに記載）に基づき、工事着手前に監督員と確認を行うものとする。

本システムを使用して作成及び提出した書類については、別途用紙による提出は行わないものとする。

ただし、受注者は監督員から用紙により作成された書類を受領した場合は、監督員の指示に従い本システムへの保存を行うものとする。

なお、工期が短く電子証明書を取得する期間の確保が難しい場合は、監督員と協議の上、簡易ログイン及びパスワードを取得し本システムを使用することができるものとする。また、本システムの利用に要する一切の費用については関連項目に含むものとし、別途支払いは行わない。

第49節 電子証明書の取得

1.49.1 電子証明書の取得

受注者は、電子証明書を必要とする業務上必要な当社システムの利用にあたり、あらかじめシステム利用者を定め、システム利用者認証時（ログイン時）に必要となる電子証明書を取得しなければならない。

電子証明書の取得にあたっては、「NEXCO PKIによる電子認証サービス運用規程（CPS）」、「NEXCO PKIによる電子認証サービス利用規約」に同意の上、利用者氏名及びその他必要事項を記入した当社電子認証サービス電子証明書発行承諾書により、監督員に承諾を得るものとする。

なお、システム利用者に変動があった場合は、電子証明書発行及び失効の手続きを適切に行わなければならない。

1.49.2 運用規程等の提供場所

前項に示す「NEXCO PKIによる電子認証サービス運用規程（CPS）」等は、以下の場所で閲覧することが可能となっている。

- ・「NEXCO PKIによる電子認証サービス運用規程（CPS）」

<https://pre.nexcopki.jp/apply/relateddoc/cps.pdf>

- ・「NEXCO PKIによる電子認証サービス依拠当事者規約」

<https://pre.nexcopki.jp/apply/relateddoc/ikyotouji.pdf>

- ・「NEXCO PKIによる電子認証サービス利用規約」

<https://pre.nexcopki.jp/apply/relateddoc/riyoukiyaku.pdf>

- ・「NEXCO PKIによる電子認証サービス証明書用途」

<https://pre.nexcopki.jp/apply/relateddoc/syoumei.pdf>

- ・「NEXCO PKIによる電子認証サービス利用料金」

<https://pre.nexcopki.jp/apply/relateddoc/ryoukin.pdf>

- ・PKI様式の提供場所

https://pre.nexcopki.jp/apply/PKI_A030.asp

第50節 コリンズへの登録

受注者は、受注時または変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報システム（以下「コリンズ」という。）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をコリンズから監督員宛に電子メールを送信し、「登録内容確認システム」を用いて、監督員の確認を受けた上で、以下の期限までに登録機関に登録申請しなければならない。ただし、登録期限には、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に定める国民の祝日及び本章1.3に規定する日数は含まない。

(1)受注時は、工期開始の日から15日以内

(2)登録内容の変更時は、変更があった日の翌日から15日以内

(3)完成時は、しゅん功届提出日の翌日から15日以内

また、登録機関発行の「登録内容確認書」は、コリンズ登録時に監督員にメール送信される。

登録内容の変更時は、工期または技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金額のみ

変更の場合は、原則として登録を必要としない。なお、変更時と完成時の間が 15 日に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できるものとする。

工事の完了後において訂正または削除する場合についても同様に、コリンズから発注者に電子メールを送信し、「登録内容確認システム」を用いて、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。工事実績の登録にあたり、施工場所及び工事概要の項目には、特記仕様書に示す工事箇所(座標(緯度、経度)を含む)及び施工内容の記載内容を入力することとする。なお、コリンズの登録に要する費用は受注者の負担とする。

第51節 保険の付保及び事故の補償

1.51.1 保険の付保

契約書第 57 条に規定する火災保険、建設工事保険その他の保険の付保は任意とする。

1.51.2 法定保険の加入

受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法、厚生年金保険法の規定により、使用人等の雇用形態に応じ、使用人等を被保険者とするこれらの保険に加入したまは、加入させなければならない。

1.51.3 法定外の労災保険の付保

1.51.2 による他、受注者は法定外の労災保険について加入しなければならない。

1.51.4 業務上の事故補償

受注者は、使用人等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適正な補償をしなければならない。

1.51.5 建設業退職金共済制度への加入

- (1)受注者は、自らの負担で建設業退職金共済制度に加入し、その掛金収納書を工事請負契約締結後 1 ヶ月以内（電子申請方式による場合にあたっては、契約締結後原則 40 日以内）に発注者に提出しなければならない。ただし、期限内に収納書を提出できない特別な事情がある場合においては、あらかじめ、その理由及び証紙購入予定時期を書面により申し出るものとする。
- (2)受注者は、上記(1)ただし書きの申し出を行った場合、または、請負代金額の増額変更があつた場合等において、共済証紙を追加購入した場合は、当該共済証紙に係る収納書を工事完成時までに提出しなければならない。なお、共済証紙を購入しなかった場合は、その理由を書面により発注者に提出しなければならない。
- (3)受注者は、工事完成後、速やかに掛け金充当実績統括表を作成し、監督員に提示しなければならない。

第52節 特許権等の使用に係わる費用負担

- (1)受注者は、契約書第 8 条の規定に基づき、特許権等の対象となっている工事材料、施工方法等の使用について費用の負担を発注者に求める場合には、第三者との補償条件の交渉を行う前に発注者と協議しなければならない。

(2) 契約書第8条において、販売価格、損料、使用料等に特許権等に係る費用を含んで流通している材料、機械等については、発注者が設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったとしても、受注者はその使用に関して要した費用を別途請求することはできないものとする。

第53節 特許権等の帰属

- (1) 受注者は、工事の施工に関連して発明、考案、創作及び商標としての標章が確定（以下「発明等」という。）したときは、速やかに書面により発注者に報告しなければならない。
- (2) 前記の発明等が、発注者受注者共同によるものであるときは、発注者と受注者で協議のうえ、それぞれの持ち分を定め、特許、実用新案、意匠または商標出願をするものとする。

第54節 著作権の譲渡等

- (1) 受注者は、成果品（契約書第39条第1項に規定する指定部分に係る成果品及び同条第2項に規定する引渡部分に係る成果品を含む。以下本条において同じ。）が著作権法（昭和45年5月6日法律第48号、最終改正令和6年6月19日法律第55号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。
- (2) 発注者は、成果品が著作物に該当するとなしにかかわらず、当該成果品の内容を受注者の承諾なく自由に公表することができる。
- (3) 発注者は、成果品が著作物に該当する場合には、受注者が承諾したときに限り、既に受注者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。
- (4) 受注者は、成果品が著作物に該当する場合において、発注者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意する。また、発注者は、成果品が著作物に該当しない場合には、当該成果品の内容を受注者の承諾なく自由に改変することができる。
- (5) 受注者は、成果品（業務を行う上で得られた記録等を含む。）が著作物に該当するとなしにかかわらず、発注者が承諾した場合には、当該成果品を使用又は複製し、また、契約書第1条第4項の規定にかかわらず当該成果品の内容を公表することができる。
- (6) 発注者は、受注者が成果品の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。）について、受注者が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

第55節 契約不適合責任

1.55.1 欠陥の調査

受注者は、契約書第56条に規定する契約不適合責任期間中に欠陥が出現した場合において、発注者がその欠陥の原因の調査をすることを指示したときは、これに従わなければならない。

1.55.2 欠陥の調査に要する費用の負担

前記1.55.1に示す欠陥の原因の調査に要する費用は、契約書第45条、第48条又は第54条の規

定に基づき受注者の費用で修補する場合、受注者が代替物の引渡しをする場合、受注者が損害賠償を負担する場合、受注者が請負代金を減額する場合又は発注者が契約解除した場合を除き、発注者の負担とする。

第56節 残存物件の処理

(1) 残存物件

残存物件とは工事の施工により道路資産から除去された又は道路資産を構築するために使用された残存する有形の資産をいう。残存物件のうち、発注者に引渡しを要するものは設計図書によるものとする。

(2) 残存物件調書の提出

工事の施工により発生する残存物件のうち、引渡しを要するものについては、残存物件調書（様式第7号）及び写真を監督員に提出するものとする。

(3) 引渡しを要しない残存物件の処分

工事の施工により発生した残存物件のうち、引渡しを要しないと監督員が判断した残存物件については、関係法令ならびに施工計画書に記載された産業廃棄物の処分方法等により適正に処分するものとする。なお、残存物件の運搬及び処分費等については設計図書によるものとする。

(4) 引渡しを要する残存物件の取り扱い

工事の施工により発生した残存物件のうち、引渡しを要するものの引渡し場所・保管方法等については、監督員の指示によるものとする。なお、残存物件の運搬費等については、設計図書によるものとする。

第57節 工事看板の設置

受注者は、施工に先立ち工事現場またはその周辺の一般通行人等が見やすい場所に、工事名、工期、発注者名及び受注者名を記載した工事看板を設置し、工事完了後は速やかに工事看板を撤去しなければならない。ただし、工事看板の設置が困難な場合はその理由を事前に監督員に提出し、監督員の確認を得るものとする。なお、監督員が工事看板の設置場所や記載内容等について指示した場合は、それに従わなければならない。

第58節 紛争中における発注者、受注者の義務

- (1) 受注者は、契約書第59条及び第60条の規定に基づく手続きを行った場合においても、工事を継続しなければならない。
- (2) 発注者は、受注者が発注者の定めたものに不服があり、契約書第59条及び第60条の規定に基づく手続きを行った場合においても、契約書第35条及び第41条の規定に基づく前金払、契約書第38条及び第42条の規定に基づく部分払を行わなければならない。
- (3) 前記の場合で、契約変更を必要とする時は、発注者及び受注者は、発注者が定めたものに従い、受注者が不服である旨を明記して契約変更の締結を行うものとする。
- (4) 発注者及び受注者は、工事が完成した場合、前記変更契約書に基づき、契約書第32条の規定に基づく検査及び引渡し及び契約書第33条に基づく請負代金の支払を行うものとする。

第59節 交通安全管理

- (1)受注者は、工事用運搬路として、公衆に供する道路を使用するときは、積載物の落下等により、路面を損傷し、あるいは汚損することのないようにするとともに、特に第三者に損害を与えないようにしなければならない。なお、第三者に損害を及ぼした場合は、契約書第29条によって処置するものとする。
- (2)受注者は、工事車両による土砂、工事用資材及び機械などの輸送を伴う工事については、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当業者、交通保安要員の配置、標識安全施設等の設置場所、その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。
- (3)受注者は、供用中の道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、関連する諸法令に基づき、安全対策を講じなければならない。
- (4)受注者は、公衆の交通が自由かつ安全に通行するのに支障となる場所に材料または設備を保管してはならない。また、毎日の作業終了時及び何らかの理由により建設作業を中断するときは、交通管理者協議で許可された常設作業帯を除き一般の交通に使用される路面からすべての設備その他障害物を撤去しなくてはならない。
- (5)受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（昭和36年7月17日政令第265号、最終改正令和3年7月9日政令第198号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可、または道路法第47条10に基づく通行可能経路の回答を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令（昭和35年10月11日政令第270号、最終改正令和7年5月23日政令第193号）22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（昭和35年6月25日法律第105号、最終改正令和6年6月21日法律第59号）に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。

車両の緒元	一般的制限値
幅	2.5m
長さ	12.0m
高さ	3.8m（ただし、指定道路については4.1m）
重量	総重量 20.0t（ただし、高速自動車国道・指定道路については、軸距・長さに応じ最大25.0t）
	軸重 10.0t
	隣接軸重の合計 隣り合う車軸に係る軸距1.8m未満の場合は18.0t (隣り合う車軸に係る軸距が1.3m以上で、かつ、当該隣り合う車軸に係る軸重が9.5t以下の場合には19t) 1.8m以上の場合は20.0t
	輪荷重 5.0t
最小回転半径	12.0m

ここでいう車両とは、人が乗車し、または貨物が積載されている場合にはその状態におけるものをいい、他の車両をけん引している場合にはこのけん引されている車両を含む。

第60節 交通規制

- (1)受注者は、工事の施工に伴い供用中の高速道路等において交通規制を実施する場合は、「道路保全要領（路上作業編）」に基づく他、設計図書及び監督員の指示に従い、一般通行者等への適切な安全対策等を講じなければならない。
- (2)受注者は、前項の安全対策及び保安方法について、本章 1.19.1 の規定に定める施工計画書に記載しなければならない。
- (3)受注者は、翌日の交通規制場所及び方法について監督員に連絡するものとする。また、交通規制の開始及び終了時には、当社の道路管制センター及び交通規制場所の所轄管理事務所に連絡しなければならない。

第61節 関係法令及び条例の遵守

- (1)受注者は、工事の施工にあたっては、受注者の責任・義務においてすべての関係諸法令及び条例等を遵守し、工事の円滑な推進を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任において行わなければならない。
- (2)受注者は、諸法令を自己の責任において遵守しなければならない。
- (3)受注者は、工事の設計図書が関係諸法令及び条例に照らし不適当な場合や、矛盾していることが判明した場合は直ちに監督員に報告し、その確認を求めなければならない。

第62節 関係図書の準用

本共通仕様書に記載の無い項目については、国土交通大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）、公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）、公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）及び公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）、公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）、公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）」（以下「標準仕様書」という）によるものとする。なお、標準仕様書中の「監督職員」は「監督員」、「請負者等」は「受注者」と読み替えるものとする。

第63節 秘密の保持

1.63.1 目的

工事の施工のため、知り得た秘密情報及び個人情報の取扱いに関して以下のとおり定めるものとする。

1.63.2 定義

秘密保持に関する定義は、下記の各項目に定めるところによる。

- (1)「秘密情報」とは、業務の遂行上知り得た情報で、公知でないものをいう。
- (2)「個人情報」とは、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号、最終改正令和 6 年 6 月 7 日法律第 46 号)に規定されたものをいう。
- (3)「秘密情報」及び「個人情報」は紙・磁気・電子等の保存形・固定形態の如何を問わない。

1.63.3 情報の明示

発注者及び受注者は、秘密情報及び個人情報を工事施工のために相手方に提供する場合は、当該

情報を特定し、秘密情報または個人情報を明示しなければならない。

1. 63. 4 目的外の使用

工事施工のために提出された秘密情報及び個人情報を業務の目的以外に使用してはならない。

1. 63. 5 取得の制限

受注者は工事の施工にあたり個人情報を取得するときは、あらかじめ本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

1. 63. 6 適正な管理

- (1) 工事の施工にあたり知り得た秘密情報及び個人情報について、善良な管理者の注意をもって、漏えい、滅失または毀損の防止その他適切な管理に必要な措置を講じるものとする。
- (2) 受注者は、工事に従事している者（以下「従事者」という。）に対し、(1)の措置を遵守させるための必要な措置を講じるものとする。
- (3) 監督員が求めた場合、受注者は管理に必要な措置について定めた文書を発注者に提示する。

1. 63. 7 利用者の制限

受注者は、工事の施工のために開示または提供された秘密情報及び個人情報について、工事の施工に必要と求められる従事者以外に開示又は提供してはならない。

1. 63. 8 資料の持出し

秘密情報及び個人情報は、物的移動（複製物を作成し、複製物を移動させる場合も含む）や電磁気・電子的・ネットワーク的移動等の方法を問わず、無断で持ち出してはならない。

1. 63. 9 複写または複製の禁止

受注者は、工事の施工のために発注者から引き渡された、秘密情報及び個人情報が記録された資料等を複写、複製または加工してはならない。ただし、あらかじめ監督員の承諾を受けたときは、この限りでない。

1. 63. 10 守秘義務

工事の施工にあたり知り得た秘密情報及び個人情報を他に開示・漏洩してはならない。ただし、下記の項目に該当するものは、この限りでない。

- (1) この契約への違反によらず公知であるか、または入手後公知となった情報
- (2) 相手方より受領する以前から当事者が知っていた情報
- (3) 相手方の書面による同意を事前に得て開示された情報
- (4) 法的手続き、あるいは公認会計士による監査等により当事者が開示を求められる情報

1. 63. 11 工事完了後の取扱い

工事完了後、速やかに、秘密情報及び個人情報が記載または記録された文書、図面、電磁的記録

等の媒体（複写物及び複製物を含む。）を返還するとともに、返還が不可能または困難な媒体及び受注者の記録装置に複写された電磁的記録は、監督員の指示に従って、当該媒体等を再生不可能な状態に消去または廃棄する。秘密保持に係る規定は、法令の定めにあるものを除き、工事完了後もなお有効とする。

1.63.12 工事の下請負を行う場合の取扱い

受注者は、監督員の承諾がない限り、秘密情報または個人情報の処理に係る当該工事の一部を下請負に付してはならない。なお、監督員の承諾を得て当該工事の一部を下請負に付した場合には、受注者は下請負人に対して、秘密情報及び個人情報に係る秘密保持について、本契約における受注者の義務と同様の義務を負わせるものとする。

1.63.13 調査及び報告

監督員は、受注者に対し、秘密情報及び個人情報の管理状況の調査を目的として、必要な範囲で工事現場に立ち入り、調査を行うことができる。受注者は、監督員から秘密情報及び個人情報の管理状況について報告を求められたときは、速やかに監督員に必要事項を報告しなければならない。

1.63.14 事故時の対応

受注者は、秘密情報及び個人情報の不正使用、漏洩、滅失または毀損その他の事故が発生した場合には、直ちに監督員に報告し、その対応について協議するものとする。なお、監督員は、受注者に対し問題の対処に必要な措置を求めることができる。

1.63.15 事故時の責任分担

受注者の責に帰すべき事由により、秘密情報及び個人情報の不正使用、漏洩、滅失または毀損その他の事故が発生し、これにより発注者または第三者への損害が生じた場合は、受注者は、発注者または第三者に対し、その損害について賠償の責を負うものとする。

第64節 VE提案に関する事項

1.64.1 VE提案

VE提案とは、契約書第19条の2の規定に基づき、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額の低減を可能とする工事内容の変更について、受注者が発注者に対して行う提案をいう。

1.64.2 VE提案を求める範囲

VE提案を求める範囲は、設計図書に定められている内容のうち、工事目的物の機能、性能等を低下させることなく、工事材料または施工方法（以下「施工方法等」という。）の変更により請負代金額の低減を伴う場合に限るものとする。ただし、次の各号に掲げる提案はVE提案の求める範囲に含まないものとする。

- (1)工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案
- (2)契約書第18条に規定された条件変更等に該当する事実との関係が認められる提案。
- (3)提案の実施にあたり、関係機関の協議等、第三者との調整等を要する提案。

- (4) 構造物の詳細設計が含まれている工事にあっては、設計業務に係る設計図書の変更を伴う提案。
- (5) 入札手続きにおいて技術提案を求めた工事にあっては、当該技術提案を求めた項目に係る設計図書の変更に伴う提案。なお、VE提案の範囲を特定する場合は、特記仕様書に示すものとする。

1. 64. 3 VE提案書の提出等

- (1) 受注者は、1. 64. 1、2 の規定により VE 提案を行う場合は、次の各号に掲げる事項を VE 提案書（様式第 25 号）に記載し、工期開始の日から当該 VE 提案に係る部分の施工に着手する 2箇月前までの間に発注者に提出し、審議を受けなければならない。
 - 1) 設計図書に定める内容と VE 提案の内容の対比及び提案理由
 - 2) 品質証明の保証
 - 3) VE 提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む）
 - 4) VE 提案が採用された場合の請負代金額の概算低減額及び算出根拠
 - 5) 関連工事との関係
 - 6) 工業所有権を含む VE 提案である場合は、その取扱いに関する事項
 - 7) その他 VE 提案が採用された場合に留意すべき事項
- (2) 発注者は、提出された VE 提案書に関する資料、図面及びその他の書類の追加の提出を求めることができるものとする。
- (3) VE 提案の提出に要する全ての費用は、受注者の負担とする。

1. 64. 4 VE 提案の審査及び拒否等

- (1) 発注者は、VE 提案が次に掲げる事項について審議を行うものとする。
 - 1) 施工の確実性、安全性の確保
 - 2) 設計図書に定める工事目的物と比較し、機能、性能等が同等以上で、かつ経済的な優位性
- (2) 発注者は、前記 1) 及び 2) を全て満たすと判断される場合は、原則として採用することとし、VE 提案の採否を決定するものとする。

1. 64. 5 VE 提案の拒否の通知

発注者は、前項による VE 提案の採否について、VE 提案書の受領後 28 日以内に書面により受注者に通知するものとし、VE 提案を採用しなかった場合はその理由を付して行うものとする。なお、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。

1. 64. 6 VE 提案の採用に伴う設計図書及び請負代金額の変更

- (1) VE 提案の採用に伴い設計図書の変更を行う必要がある場合は、契約書第 19 条の 2 の規定に基づくものとする。
- (2) VE 提案の採用に伴い設計図書の変更が行われた場合において、請負代金額の変更を行う必要があるときは、契約書第 25 条の規定に基づくものとする。
- (3) 前記(2)の変更を行う場合において、VE 提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の 10 分の 5 に相当する金額（以下「VE 管理費」という。）を削減しないものとする。

(4)採用したVE提案に、契約書第18条に規定する事項が生じた場合において、発注者がVE提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応ずるものとする。

(5)採用したVE提案に、契約書第18条に規定する事項が生じた場合において、前記(3)のVE管理費については、変更しないものとする。ただし、受注者の責に帰することができない事由により、工事の続行が不可能または著しく請負代金低減額が減少した場合においては、発注者受注者協議して定めるものとする。

(6) VE提案の保護

発注者は、当該VE提案については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等を有する提案についてはこの限りでない。

(7) 責任の所在

発注者がVE提案を適正と認めることにより、設計図書の変更を行った場合においても、VE提案を行った受注者の責任が否定されるものではない。

第65節 ガイドラインの活用

受注者は、工事における働き方改革及び変更等において、次に示すガイドラインを活用するものとする。

(1) 工事円滑化ガイドライン

(2) 施設工事請負契約における設計変更ガイドライン

提出書類

- 様式－1 工事変更指示書
- 様式－2 工事打合簿
- 様式－3 工事材料確認願
- 様式－4 工事材料検査願
- 様式－5 工事材料使用届
- 様式－6 工事施工立会（検査）願
- 様式－7 残存物件調書
- 様式－8 工事災害通知書
- 様式－9 スライド請求書
- 様式－10 スライド額見積書
- 様式－10-1 同意書
- 様式－11 工期変更協議書
- 様式－12 工期延長請求書
- 様式－13 年度出来高計画書
- 様式－14 年度出来高修正計画書
- 様式－15 工事出来形部分検査願
- 様式－16 工事しゅん功（工事一部しゅん功）届
- 様式－17 部分使用同意書
- 様式－18 工事中事故報告書
- 様式－19 工程表（1）
- 様式－20 工程表（2）
- 様式－21 創意工夫・社会性等に関する実施状況
- 様式－22 創意工夫・社会性等に関する実施状況(説明資料)
- 様式－23 受領書
- 様式－24 返還書
- 様式－25 V E 提案書
- 様式－26 再資源化完了報告書

※提出書類の様式は、J I S A列とする。

工事変更指示書

No.

工事名	契約番号
	指示年月日 令和 年 月 日
受注者 殿	監督員
	指示者

標記工事について、下記のとおり契約書類の変更を指示する。

なお、本件は別途変更契約書を締結する。

〔変更内容〕

1. 変更の概要

2. 数量の増減（概算）

項目 番号	項目	単位	増減 数量	摘要

3. 1. 変更の概要及び2. 数量の増減（概算）に基づく概算金額

約●●百万の増（減）額の見込み

注 1)上記概算金額は次の内容を考慮したものである。

- ・当初契約時の落札率（●●%）
- ・消費税及び地方消費税相当額

注 2)この概算金額は見込みであり受発注者双方を拘束するものではなく、「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」2-2.(2)の趣旨に鑑み示すものである。

上記による工期変更協議の 対象の有無	有	・	無	(変更日数の協議開始日 年 月 日)
上記変更工事の工事変更指示書を、受領しました。				
(年月日)	令和	年	月	日
(受注者名)				

《注意事項》

- ・Kcube2による伝達とする。

様式第2号

工事打合簿

工事名)

No.

《注意事項》

- Kcube2 による伝達とする。

主任補助監督員

殿

受注者
現場代理人

工事材料確認願

(工事名)

標記工事について、下記のとおり工事材料を使用したいので、確認下さいますようお願ひいたします。

記

品名	製造元	品質規格	使用概算数量	使用箇所

以上

《注意事項》

- ・Kcube2による提出とする。

主任補助監督員

殿

受注者
現場代理人工事材料検査願

(工事名)

標記工事について、下記の工事材料を検査方お願ひいたします。

記

品名	製造元	品質規格	数量	検査希望日時

上記の立会い（検査）結果は以下のとおりです。

検査実施者の確認	品名	施工の合否	記事
		合・否	
		合・否	

以上

《注意事項》

- ・Kcube2による提出とする。

主任補助監督員

殿

受注者
現場代理人

工事材料使用届

(工事名)

標記工事について、下記のとおり工事材料を使用しますので、お届けいたします。

記

品名	製造元	品質規格	使用概算数量	使用箇所

以上

《注意事項》

- ・Kcube2による提出とする。

主任補助監督員

殿

受注者
現場代理人工事施工立会（検査）願

(工事名)

標記工事について、下記の工事施工状況を立会（検査）方お願いいたします。

記

工種	施工場所	立会い（検査） 希望日時

上記の立会い（検査）結果は以下のとおりです。

立会い（検査） 実施者の確認	工種	施工の合否	記事
		合・否	
		合・否	

以上

《注意事項》

- ・Kcube2による提出とする。

監督員

殿

受注者
現場代理人残存物件調書

(工事名)

標記工事について、下記のとおり報告します。

1. 工事場所

2. 発生年月日

品名	材質 (規格等)	概算数量	
		本数、m	k g
合計			

《注意事項》

- ・Kcube2による提出とする。
- ・発生年月日は、工事を施工した日付を記入する。

令和 年 月 日

東日本高速道路株式会社

○○支社(事務所)長

殿

受注者
現場代理人

工事災害通知書

(工事名)

標記工事について、下記のとおり災害が発生しましたので通知します。

件名						
発生年月日		令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日				
連続雨量		mm (月 日 時 ~ 月 日 時)				
24時間雨量		mm	1時間雨量	mm	最大風速	m/s
その他		(河川の洪水による災害の場合、洪水位、洪水流量、洪水継続時間等記入)				
災害内容						
番号	測点	災害内容	概算数量	概算損害額	摘要	
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
		合計				
添付書類		(位置図)、(写真)出来れば災害前と対比したものとする。 (数量算出内訳)				

《注意事項》

- ・Kcube2による提出とする。

東日本高速道路株式会社
○○支社(事務所)長 殿
(受注者
殿)

住 所
会 社
代表者
(東日本高速道路株式会社
○○支社 (事務所) 長

スライド請求書

(工事名)

標記工事について、工事請負契約書第26条第1項から第4項及び施設工事共通仕様書1-33の規定に基づき請負代金額の変更を請求します。

記

- | | | | | | |
|------------|----------------|----|---|---|---|
| 1. 契約締結日 : | 令和 | 年 | 月 | 日 | |
| 2. 工 期 : | 自) | 令和 | 年 | 月 | 日 |
| | 至) | 令和 | 年 | 月 | 日 |
| 3. 請負代金額 : | ¥ | | 円 | | |
| 4. スライド額 : | 精算数量が確定後、協議する。 | | | | |

以 上

《注意事項》

- ・()内は、当社からの請求の場合を示す。
- ・Kcube2による提出とする。

監督員

殿

受注者
現場代理人

スライド額見積書

(工事名)

標記工事について、スライド額見積方通知書（令和 年 月 日付け）に基づき下記のとおり見積します。

記

1.	契約締結日 :	令和	年	月	日
2.	工 期 :	自) 令和	年	月	日
		至) 令和	年	月	日
3.	請負代金額 :	¥		円	
4.	適用基準日 :	第1回目 令和	年	月	日
		第2回目 令和	年	月	日
5.	適用基準日における出来高及び金額				
	第1回目 出来高	%	金額	¥	円
	第2回目 出来高	%	金額	¥	円
6.	スライド額 :	¥		円	

以上

《注意事項》

- ・Kcube2による提出とする。

様式第10-1号

令和 年 月 日

監督員

殿

受注者
現場代理人

○ ○ 注) 同 意 書

(工事名)

令和 年 月 日付けで協議のありました○○^{注)} (工事の一時中止に伴う增加費用の負担額 (スライド額、不可抗力による損害額、工期の変更日数) については同意致します。

以上

《注意事項》

- ・協議のあった内容を記載すること。
- ・Kcube2 による提出とする。

監督員

殿

受注者
現場代理人

工期変更協議書

(工事名)

令和 年 月 日付けをもって通知のあった標記について、下記のとおり協議します。

記

1. 当初工期	令和 年 月 日	から	令和 年 月 日 まで
2. 変更工期	令和 年 月 日	まで	(延長日数 日)

以上

《注意事項》

- ・変更工程表を添付すること。
- ・Kcube2 による提出とする。

監督員

殿

受注者
現場代理人

工期延長請求書

(工事名)

標記について、工事請負契約書第22条の規程に基づき、下記のとおり工期の延長を請求いたします。

記

1. 当初工期 令和 年 月 日 から
令和 年 月 日 まで
2. 変更工期 令和 年 月 日 まで
(延長日数 日)
3. 延長理由

以上

《注意事項》

- ・変更工程表を添付すること。
- ・Kcube2による提出とする。

東日本高速道路株式会社
○○支社(事務所)長 殿

会 社
代表者

年度出来高計画書

(工事名)

標記工事の年度出来高計画書を下記のとおり作成しましたので、提出いたします。

記

年度出来高予定額

年 度 区 分	年度出来高予定額	累計出来高予定額
令和 年度		
令和 年度		
計		

以 上

《注意事項》

- ・月ごとの出来高計画を添付すること。

東日本高速道路株式会社
○○支社(事務所)長 殿

会 社
代表者

年度出来高修正計画書

(工事名)

標記工事の年度出来高修正計画書を下記のとおり作成しましたので、提出いたします。

記

年度出来高予定額

年 度 区 分	修正前出来高予定額	前年度出来高に基づき 修正された出来高予定額
令和 年度		
令和 年度		
計		

以 上

《注意事項》

- ・月ごとの出来高計画を添付すること。

東日本高速道路株式会社
○○支社（事務所）長 殿

会 社
代表者

工事出来形部分(第00回)検査願

(工事名)

標記について、工事出来形部分（第 回）払を請求したいので、検査願います。

以 上

《注意事項》

- Kcube2 による提出とする。

東日本高速道路株式会社
○○支社(事務所)長 殿

会社
代表者

工事(一部)しゅん功届

(工事名)

標記工事(の工事請負契約書第39条に基づく指定部分に係る工事)を完成しましたので、届け出ます。

以上

《注意事項》

- ・Kcube2による提出とする。

監督員

殿

受注者
現場代理人

部分使用同意書

(工事名)

令和 年 月 日付けで協議のありました標記工事の部分使用につき
ましては同意いたします。

以上

《注意事項》

- ・Kcube2 による提出とする。

令和 年 月 日

監督員

殿

受注者

現場代理人

工事中事故報告書

(工事名)

標記工事について、下記のとおり事故が発生しましたので報告します。

記

1. 発注機関	支社	事務所					
2. 工事名							
3. 発生日時	令和 年 月 日	(曜日)	午前・後 時 分頃	分頃 (天候)			
4. 発生場所	(構造物名、住所、IC間など)						
5. 工事の概要	(1) 受注者名 (2) 工事種別						
6. 事故の状況							
7. 被災状況							
作業員、一般 公衆、原因者 の区分	(ふりがな) 氏 名	性別 年齢	職種 経歴	当現場 の経歴	所属業者名 (本社所在地) 元請との関係	負傷 程度	事故形態 負傷区分
(物損状況)							
8. 事故に対する所見 (想定される原因)							
9. 警察・労基の所見							
10. 事故発生後の処置 (被災者) (工事現場) (緊急安全大会実施日)							
11. 取材及び報道							
12. 再発防止策の概要							
13. 過去の事故状況							
件、うち死亡	件、重軽傷	件、物損その他	件				

※添付書類 (位置図、状況図、写真等)

《注意事項》

- ・Kcube2による提出とする。

樣式第19号

工程表

工事名

様式第20号

工 程 表

住 所

工事名

会社名

工事箇所（自）

代表者

(至)

(代理人)

令和 年 月 日

創意工夫・社会性等に関する実施状況

工事名			受注者名
項目	評価内容	実施内容	
□創意工夫 自ら立案実施し た創意工夫や技 術力	□施工	<ul style="list-style-type: none"> ・施工に伴う器具、工具、装置等の工夫 ・施工方法の工夫、施工環境の改善 ・仮設備計画の工夫 ・施工管理の工夫 等 	
	□品質	<ul style="list-style-type: none"> ・土工、設備、電気の品質向上の工夫 ・コンクリートの材料、打設、養生の工夫 ・鉄筋、コンクリート二次製品等使用材料の工夫 ・配筋、溶接作業等の工夫 等 	
	□安全衛生	<ul style="list-style-type: none"> ・安全教育・講習会・パトロール等の工夫 ・仮設備の工夫 ・作業環境の改善 ・交通事故防止の工夫 等 	
	□働き方改革	<ul style="list-style-type: none"> ・担い手確保の取り組み 等 	
	□カーボンニ ュートラルへ の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・コンクリート二次製品等の代替材の利用 ・I C T (情報通信技術) の活用 ・ごみ減量化への工夫 ・アイドリングストップ励行 等 	
□社会性等 地域社会や 住民に対する貢 献	□地域への 貢献等	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺環境への配慮 ・現場環境の周辺地域への調和 ・地域住民とのコミュニケーション ・地域生活に密着した貢献活動等の実施 ・災害時など地域への支援・行政などによる救援活動への協力 	
	□カーボンニ ュートラルへ の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・設計図書に規定するコンクリート種別毎に任意で使用できる混合セメントの使用 (使用可能数量において、50%以上使用した場合) ・国土交通省による認定を受けた低炭素型建設機械の使用等 	
□創意工夫 □社会性等	□カーボンニ ュートラルへ の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・現場事務所への太陽光発電設備の導入 ・元請社員が使用する連絡車に電動車を導入 ・現場使用電力の再生可能エネルギー電力を購入 等 	

1. 該当する項目の□にレマーク記入。
2. 具体的内容の説明として、写真・図面等を説明資料に整理。
3. 提出可能な項目数は、10項目までとする。

《注意事項》

- ・Kcube2による提出とする。

創意工夫・社会性等に関する実施状況(説明資料)

工事名			/
項目		評価内容	
実施内容			
(説明)			
(添付図)			

説明資料は簡潔に作成するものとし、必要に応じて別葉とする。

《注意事項》

- ・Kcube2による提出とする。

監督員

殿

受注者
現場代理人

受領書

(工事名)

下記のとおり受領いたしました。

1 材 料 名 _____

2 数 量 _____

3 形状、寸法、規格 _____

4 そ の 他 _____

以 上

《注意事項》

- ・Kcube2による提出とする。

監督員

殿

受注者
現場代理人返還書

(工事名)

下記のとおり返還いたします。

1 材 料 名 _____

2 数 量 _____

3 形状、寸法、規格 _____

4 貸 与 年 月 日 _____

5 そ の 他 _____

以上

《注意事項》

- ・Kcube2 による提出とする。

V E 提 案 書

東日本高速道路株式会社
○○支社(事務所)長

殿

住 所
会 社
代表者

共通仕様書1-6-2「VE提案に関する事項」に基づき、VE提案書を提出します。

工事件名 :	連絡者	
契約番号 :	氏名 :	
工期開始の日 :	TEL : mail :	
VE提案の概要		
番号	項目内容	概算低減額 : 千円
概算低減額合計		
VE提案の詳細		
(1) 設計図書に定める内容と提案事項との対比及び提案理由 (様式第23-1号)		
(2) 品質保証の証明 (様式第23-1号)		
(3) VE提案の実施方法に関する事項 (様式第23-1号)		
(4) VE提案による概算低減額及び算出根拠 (様式第23-2号)		
(5) 関連工事との関係 (様式第23-3号)		
(6) 工業所有権を含むVE提案である場合、その取扱いに関する事項 (様式第23-3号)		
(7) その他VE提案が採用された場合に留意すべき事項 (様式第23-3号)		
(8) その他詳細資料及び図面		

《注意事項》

- ・Kcube2による提出とする。

番号	項目内容
----	------

(1) 設計図書に定める内容とVE提案の内容の対比	
[現状] ……略図等	[提案] ……略図等

(2) 提案理由

(3) 品質保証の証明（品質保証書の添付等）

(4) VE提案の実施方法（材料仕様、施工要領、工程等を記入）

VE 提案による概算低減額及び算出根拠

番号		項目内容	
----	--	------	--

様式第25-3号

番号		項目内容
----	--	------

(1) 関連工事との関係

(2) 工業所有権を含むVE提案である場合、その取扱いに関する事項

(3) VE提案が採用された場合に留意すべき事項

監督員

殿

受注者
現場代理
人

再資源化完了報告書

(工事名)

標記工事について、下記のとおり再資源化が完了したので報告します。

記

1 再資源化の完了日 令和 年 月 日

2 再資源化した特定建設資材廃棄物の種類

コンクリート塊 コンクリート及び鉄からなる建設資材
アスファルト・コンクリート塊 木材

3 再資源化を行った施設の名称及び所在地

(名 称)
(所在地)

4 再資源化数量 トン

5 再資源化に要した費用 円

6 添付書類（写真、マニュフェストの写し等の実施状況記録）

以上

《注意事項》

- ・項目3について、現場内で再資源化を行った場合は、現場内に設置した再資源化施設の名称と主な稼動場所を記載する。
- ・Kcube2による提出とする。

施設工事共通仕様書（令和7年7月版）

令和7年7月 初 版
監 修 東日本高速道路株式会社
発 行 東日本高速道路株式会社
〒100-8979 東京都千代田区霞が関 3-3-2
新霞が関ビルディング
TEL 03-3506-0111（代表）

無断転載複製を禁ず

Copyright2024 East Nippon Expressway Company Limited